

第三次十日町市環境基本計画及び 十日町市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 素案

令和 8 年度 ~ 令和 17 年度
(2026) (2035)

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 市の環境施策のあゆみ	1
2 地球環境を取り巻く動向	2
2-1 国際社会の動向	2
2-2 国の動向	4
2-3 本県の動向	6
3 市の概況	8
3-1 市の概況	8
3-2 エネルギー	12
3-3 資源循環	15
3-4 自然環境	16
3-5 生活環境	19
3-6 環境教育・環境学習	20
3-7 環境施策の評価	20
第2章 計画の基本的事項	22
1 計画の位置づけ	22
2 計画の対象範囲	22
3 計画の対象地域	23
4 計画の期間	23
第3章 「目指す環境像」と「実現するための施策体系」	24
1 目指す環境像	24
2 基本方針	25
3 施策体系	26
第4章 施策の展開	27
1 基本方針Ⅰ ゼロカーボンシティ・資源循環型社会の推進	27
1-1 これまでの取組と課題	27
1-2 2035年(令和17年)に目指す姿	29
1-3 基本方針の達成状況を図るための成果指標	30
1-4 施策の展開	31
2 基本方針Ⅱ 自然環境の保全と気候変動への対応	37
2-1 これまでの取組と課題	37
2-2 2035年(令和17年)に目指す姿	40
2-3 施策の展開	40
3 基本方針Ⅲ 一人ひとりが環境保全に取り組む社会づくり	48
3-1 これまでの取組と課題	49
3-2 2035年(令和17年)に目指す姿	49
3-3 施策の展開	50
第5章 計画の推進	55
1 計画の推進体制	55
2 計画の進行管理	56
2-1 進行管理の方法	56
2-2 年次報告書の作成・公表	56
3 目標(指標)の整理	57

第1章 計画策定の背景

1 市の環境施策のあゆみ

本市では、「十日町市住みよい環境づくり条例第7条」の規定に基づき、様々な環境問題に対応する具体的な行動指針を定めた「十日町市環境基本計画」を平成19(2007)年9月に策定しました。

また、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、私たちの生活に大きな影響を与え、環境に対する意識を変えました。これを受け、平成25(2013)年3月には「十日町市環境基本計画改訂版」を策定しました。

さらに、刻々と変化する社会情勢や深刻化する環境問題に対応すべく、「第二次十日町市環境基本計画」を策定しました。

そして今回、現計画の計画期間の終了に伴い、本市をとりまく環境の現状と課題を把握するとともに、これまでの取組の評価を行い、今後10年を見据えた「第三次十日町市環境基本計画」を策定します。

2 地球環境を取り巻く動向

2-1 国際社会の動向

2-1-1 パリ協定

平成27年（2015）年12月に採択されたパリ協定（2016年11月発効）では、世界の努力目標として世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 1.5°C 高い水準までのものに制限することが掲げられ、全ての国が「温室効果ガス」の排出削減目標を「国が決定する貢献（NDC）」として5年毎に提出・更新し、その実施状況を5年ごとに確認する仕組み（GST）が設けられました。

この仕組みのもと、NDCは、パリ協定の運用開始後から各国で提出・更新が進み、初回のGSTは令和5（2023）年にCOP28で実施され、その結果を踏まえて令和7（2025）年までにNDCの提出・更新を行うことが求められています。

各国は、このGSTの知見を踏まえ、より野心的な目標への引き上げを目指しており、既に多くの国から新たな目標が公開されつつあります。

表 1-1 主要国のNDC（2025年3月末時点）

	中期目標	対象ガス	ネットゼロ目標年度
日本	2030年度に▲46%（2013年度比）さらなる高みに向けて、 2035年度▲60%、2040年度▲73%（2013年度比）削減を目指す	全てのGHG	2050年
アメリカ ^{※1}	2030年に▲50-52%（2005年比） 2035年に▲61%～66%（2005年比）	全てのGHG	2050年
EU	2030年に少なくとも▲55%（1990年比） 2035年に▲60%（1990年比）	全てのGHG	2050年
中国	2030年までにCO ₂ 排出量を削減に転じさせる GDP当たりCO ₂ 排出量を▲65%超（2005年比）	CO ₂ のみ ^{※2}	2060年

※GHG：温室効果ガスの略称

資料：環境省 国内外の最近の動向（報告）2025年3月

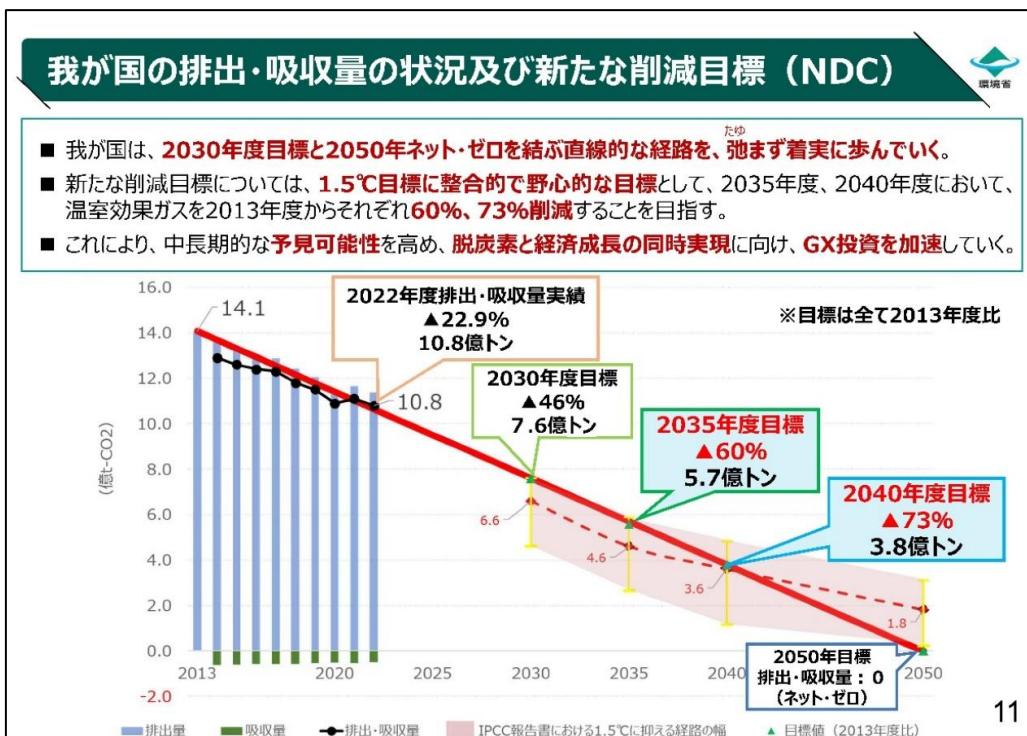


図 1-1 日本の温室効果ガスの削減目標及び進捗状況

資料：環境省 国内外の最近の動向（報告）2025年3月

2-1-2 脱炭素社会

パリ協定に基づいて、温室効果ガスによる気温上昇を許容範囲に収めるためには、炭素の低減を目標とする低炭素社会から、完全に二酸化炭素を排出しない脱炭素社会を目指す必要があります。世界的にみて先進国の二酸化炭素排出量は、世界全体の排出量の多くを占めています。よって、脱炭素社会の実現のためには、先進国を中心とした二酸化炭素排出量の削減が必要です。

脱炭素社会の実現には、主に3つの取組が必要です。

1つ目は、化石燃料に頼らないエネルギーの利用で、化石燃料を燃料源とする発電から「再生可能エネルギー」のような二酸化炭素を排出しない発電方式の割合を増やせば、二酸化炭素を排出せず、持続的にエネルギー生産を行うことができます。世界各地で導入量が増加している再生可能エネルギーは、風力、太陽光、バイオマス、地熱などがありますが、近年、このほかに次世代エネルギーとなる水素をエネルギー源とした発電の研究も進んでいます。

2つ目は、省エネ対策の徹底で、我が国は、オイルショックをきっかけとして、昭和54(1979)年に「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)」が制定されました。この法律は、省エネ対策を推進する必要性の高い工場、事業場、運輸、住宅・建築物分野を対象とし、制定以降、省エネ技術の進展に応じて度々改正されています。

3つ目は、革新的なエネルギー技術の開発で、例えば水素の利活用やCCUS(二酸化炭素の新たな工業利用や地下深くに封じ込めるもの)技術の利用、電気自動車の推進、産業分野でのスマート化の進展など、脱炭素社会の実現に向けた技術の研究が進められています。

2-1-3 生物多様性枠組

令和2（2020）年までの国際目標であった愛知目標に代わり、新たな生物多様性に関する世界目標である、「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」が、令和4（2022）年12月に採択されました。

この枠組みは、2050年までに自然と共生する世界の実現をビジョンとして掲げており、4つの「2050年グローバルゴール」を設定しています。さらに、自然を回復の軌道に乗せるため、2030年までに生物多様性の損失を阻止し反転させることを目指した「2030年ミッション」を示しています。

その達成に向けて、3つのグループからなる23のグローバルターゲットを定めています。

● 第1章 計画策定の背景 ●

2-2 国の動向

2-2-1 環境基本計画

令和6(2024)年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、すべての環境分野を統合する最上位の計画として目指すべき文明・経済社会の在り方を提示しています。

本計画は、環境保全を通じた現在および将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会(環境・生命文明社会)」の構築を目指しています。

また、今後の環境政策の展開に当たっては、利用可能な最良の科学に基づくスピードとスケールの確保や、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策において可能な限りトレードオフを回避し、統合・シナジーを發揮すべく取り組むこととしています。

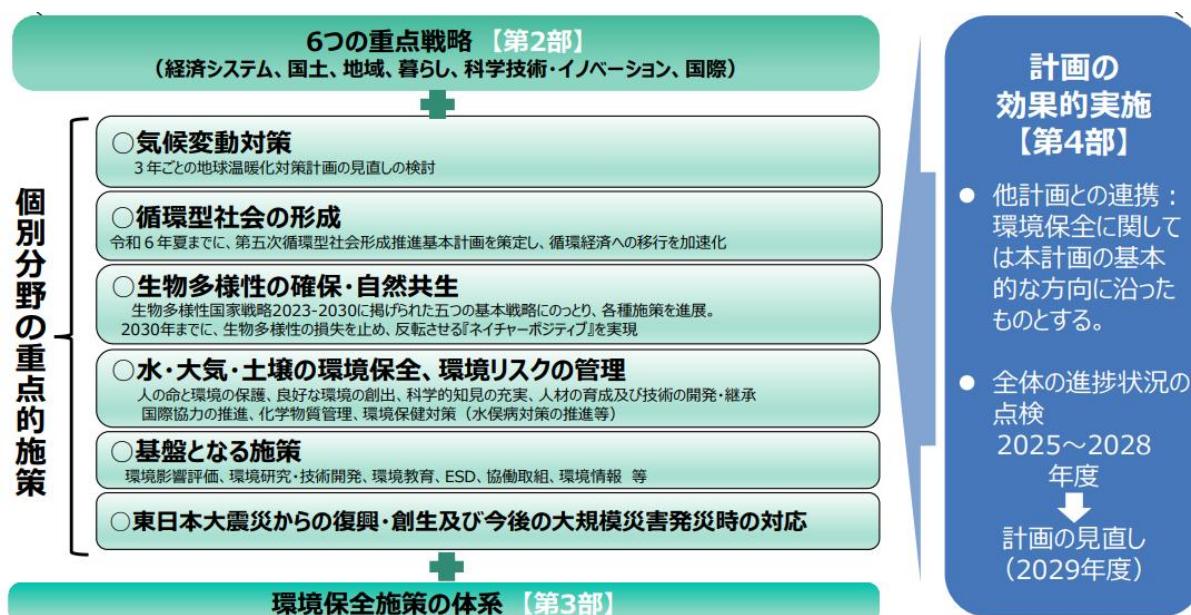


図 1-2 環境基本計画の効果的実施体制

資料：環境省 第六次環境基本計画の概要（2024年5月）

2-2-2 地球温暖化対策計画

「地球温暖化対策計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条第1項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」に基づき、平成28(2016)年5月に閣議決定された計画です。

令和7(2025)年2月に閣議決定された内容では、気候変動問題は、避けることができない喫緊の課題であり、パリ協定発効以降、世界各国の脱炭素への取組が加速しています。

国は、本計画や関連法令を基盤に、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGX政策と協調して「2050年ネット・ゼロ」の実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこととしています。

目標達成のための対策・施策として、特に都道府県に期待される役割を示しています。

また、国の温室効果ガス排出削減目標は令和32(2050)年までに温室効果ガスの排

出を全体としてゼロにする、すなわち「2050年ネット・ゼロ」の実現を目指し、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度から46%削減、さらに、50%の高みに向けて挑戦していくこととしています。

世界全体での1.5度目標及び2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路と野心的な目標として、平成25（2013）年度と比較して令和17（2035）年度に60%、令和22（2040）年度に73%の削減目標が示され、NDCとして国際連合枠組条約事務局に提出しました。

2-2-3 第7次エネルギー基本計画

第7次エネルギー基本計画が令和7（2025）年2月に閣議決定されました。

第6次エネルギー基本計画が令和3（2021）年10月に閣議決定されて以降、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化等を受けたエネルギー安全保障の要請の高まりや、国内のDXやGXによる電力需要増加の見込み、そして、主要国における令和32（2050）年カーボンニュートラル実現に向けた気候変動対策としてのエネルギー構造転換を産業政策と一体化させながら取り組んでいくという情勢変化が生じています。

第7次エネルギー基本計画では、これらの社会情勢の変化を踏まえた上で、エネルギー安定供給の確保に向けた投資を促進する観点から、令和22（2040）年や、その先のカーボンニュートラル実現に向けたエネルギー需給構造を視野に入れつつ、S+3Eの原則のもと、今後、取り組むべき政策課題や対応の方向性をまとめています。

2-2-4 生物多様性国家戦略 2023-2030

令和5（2023）年3月31日に策定された生物多様性国家戦略2023-2030は、生物多様性条約第6条および生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用についての基本方針や施策を総合的・長期的に定める最上位の計画です。

令和12（2030）年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として保全する「30by30目標」を掲げ、昆明・モントリオール生物多様性枠組に対応し、「2030年ネイチャー・ポジティブ（生物多様性の損失を止め回復させる）」の実現を目指しています。

5つの基本戦略を軸に、状態目標15個・行動目標25個が設定されており、最新の科学的知見や国内外の動向を取り入れ、社会全体での意識向上と行動の変革を促す戦略となっており、気候変動対策・循環経済との統合的な政策展開やトレードオフの解消に努める方針が示されています。

● 第1章 計画策定の背景 ●

2-3 本県の動向

2-3-1 新潟県環境基本計画 2017-2028

地球規模の環境問題の深刻化や県民の環境意識の高まりを背景に、新潟県環境基本条例第10条に基づき策定された、平成29（2017）年度から令和10（2028）年度までの12年間を対象とする環境保全の総合的な施策計画です。

県内の自然環境の保全と持続可能な利用を目指し、「脱炭素社会への転換」「人と自然が共生するくらし」「資源循環型社会の形成」「安全で快適な環境」という4つの基本目標を掲げています。計画は4年ごとに見直しが行われ、近年の環境を巡る現状や経済社会情勢の変化に対応できるよう、令和7（2025）年3月に改定されました。



図 1-3 新潟県環境基本計画 要約版

資料：新潟県 HP 環境基本計画

2-3-2 新潟県地球温暖化対策地域推進計画 2017-2030

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として平成29（2017）年3月に策定されました。地球温暖化の深刻化と国の脱炭素方針の強化を受け、県は令和32（2050）年の温室効果ガス実質ゼロを表明し、令和4（2022）年3月に計画の見直しを行いました。

改定後の目標では、令和32（2050）年のカーボンニュートラルを長期目標としつつ、令和12（2030）年度に温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で約46%削減することを中間目標とし、令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

2-3-3 2050年カーボンゼロの実現に向けた戦略

近年、地球温暖化による異常気象や自然災害が頻発し、新潟県内でも気温上昇や大雨・大雪、台風による被害が目立つようになっています。温暖化の主な原因である温室効果ガスの排出削減は、非常に重要な課題であり、新潟県は、令和2（2020）年9月に、令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを表明しました。

そして、令和3（2021）年には、推進本部と部局横断のプロジェクトチームを設置し、令和12（2030）年度には、温室効果ガス排出量を平成25年（2013）年度比46%削減という中間目標も定めました。

洋上風力発電や水素、メタネーションなど、地域の特性を活かしたさまざまな計画や事業も進められています。令和32（2050）年の脱炭素社会の実現に向けて、県民や事業者、市町村が一丸となり、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー、二酸化炭素の吸收・貯留など、4つの柱で総合的な取り組みを推進することが掲げられています。

2-3-4 新潟県生物多様性地域計画 2017-2028

新潟県は、越後平野や棚田、里山から奥山、信濃川や海岸線、佐渡島など、変化に富む地形と豊かな自然によって、多様な生態系が形成されています。これらの生態系は食料や水、気候の安定など人々の暮らしや産業、文化・伝統に深く関わっています。

しかし、過疎化や生活様式の変化による里地里山の荒廃、開発による緑地の減少、外来種や温暖化による動植物の生息環境の変化などが生物多様性に影響し、トキの野生絶滅のような損失も生じています。

そこで、平成29（2017）年3月に新潟県生物多様性地域計画を策定しました。本計画では、社会情勢の変化や生物多様性の課題に対応するため、4年毎に見直すこととしており、令和7（2025）年3月に改定しました。

今後は、県民・事業者・行政が協働し、地域ぐるみで生物多様性の恵みを将来世代へ引き継ぐための取組を進め、多様な主体の参画によって持続可能な新潟の実現を目指していくことが掲げられています。

新潟県生物多様性地域計画

生物多様性とは？

自然の中では、多くの生きものがバランスを保ちながら、それぞれがつながって生きています。これを生物多様性といい、食料や水、気候の安定など、私たちの暮らしにかけがえのない多くの恵みをもたらしています。

3つの多様性 P-5

1 生態系の多様性
生態系の多様性とは、森林、里山、田畠、湿地、河川、海洋など、それぞれの環境にそれぞれ異なる生態系が成立することです。

棚田（十日町市）
阿賀野川（阿賀町）
海岸線（栗島浦村）

2 種間（種）の多様性
種の多様性とは、いろいろな動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育しているということです。

トキ
ユキツバキ

3 種内（遺伝子）の多様性
遺伝子の多様性とは、色や形の差として現れる「見た目で分かるもの」、耐寒性や病害虫抵抗性等の「見た目でわかるとは限らないもの」のように同じ種でも、個体間では遺伝子に違いがあることを言います。

雪割草
錦鯉

図 1-4 新潟県生物多様性地域計画【概要版】

資料：新潟県 HP 新潟県生物多様性地域計画

3 市の概況

3-1 市の概況

3-1-1 地勢・沿革

本市は、平成17（2005）年4月1日に旧十日町市、川西町、中里村、松代町及び松之山町の5市町村が新設合併して誕生しました。

本市は、新潟県の南部に位置し、東は南魚沼市・魚沼市、北は小千谷市・長岡市・柏崎市、西は上越市、南は津南町・湯沢町・長野県などと接しています。

総面積は590.39 km²で、その約70%を森林が占めています。中央部を信濃川、渋海川がほぼ平行に南北に貫流しており、信濃川へは清津川などが流入しています。信濃川流域では川の浸食により雄大な河岸段丘が形成され、渋海川流域では耕地が傾斜地に点在することから棚田が形成されています。

市の南東部には、柱状節理の渓谷美を誇る清津峡をはじめとした美しい景勝地があり、上信越高原国立公園に指定されています。



図 1-5 十日町市の位置

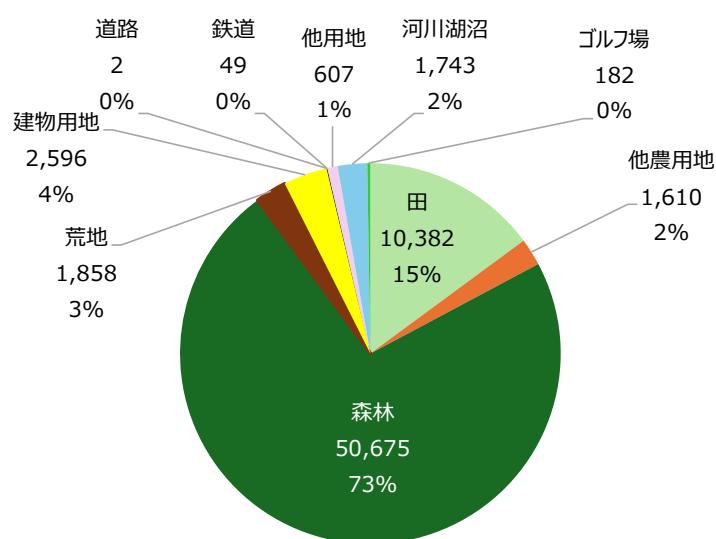


図 1-6 土地利用区分割合

資料：国土数値情報

3-1-2 気象

気候は、日本海型気象区分に属し、四季折々に季節感があふれています。降水量は1月から3月、11月、12月に集中しています。国内有数の豪雪地帯であり、最高積雪では2mを超す年が多く、3mを超す年も見られます。冬の期間における市民の日常生活、経済活動に大きな影響を及ぼしています。

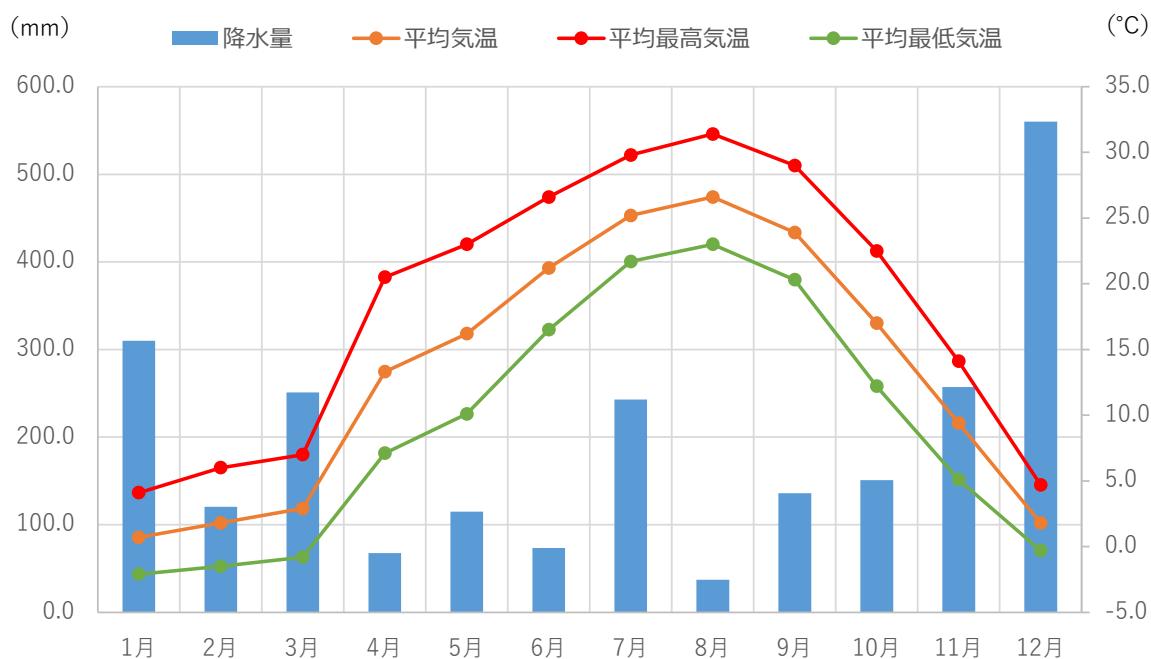


図 1-7 令和6（2024）年の月別の気温と降水量

資料：気象庁（アメダス十日町の観測データ）

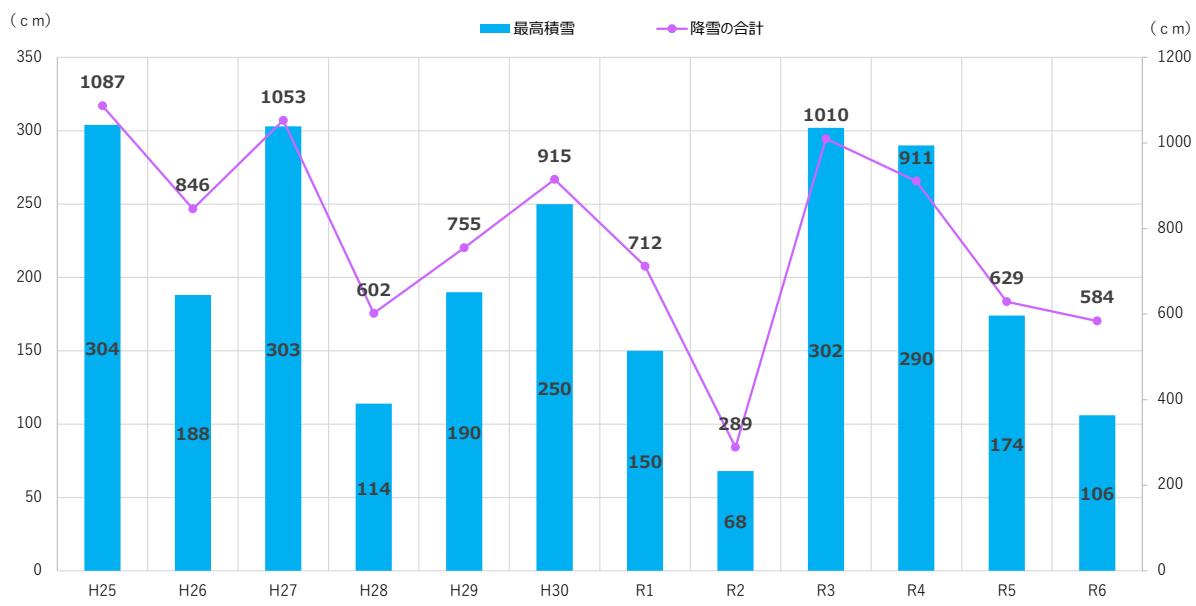


図 1-8 年別降雪量

資料：気象庁（アメダス十日町の観測データ）

● 第1章 計画策定の背景 ●

3-1-3 人口

十日町市の人口は、昭和25年の約10万4千人をピークに減少が進み、令和2（2020）年では約4万9千人となっており、今後も減少傾向は続くものと推計されています。

令和7（2025）年3月に策定した第3期十日町市人口ビジョンでは、令和17年の人口を、国立社会保障・人口問題研究所の推計値36,402人にに対し、若者・女性の移住促進や結婚・子育て支援の充実に取り組むことによる純移動数の増加を見込み、36,744人とし、令和32（2050）年には26,945人と見通しています。

平成2（1990）年に65歳以上の高齢者人口が15歳未満の年少者人口を上回り、令和2年の高齢化率は39.8%と、県（32.8%）や近隣の市より少子高齢化が進んでいます。傾向にあります。

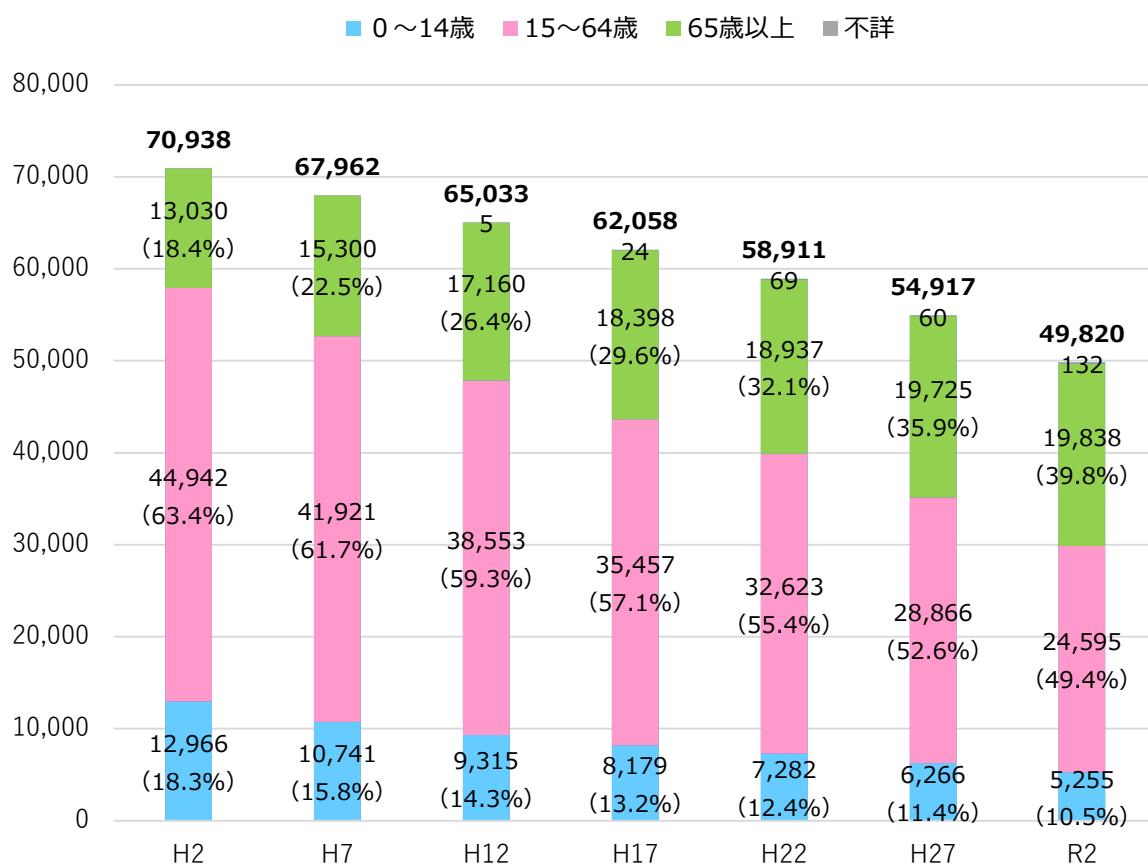


図 1-9 年齢3区分別の人口推移

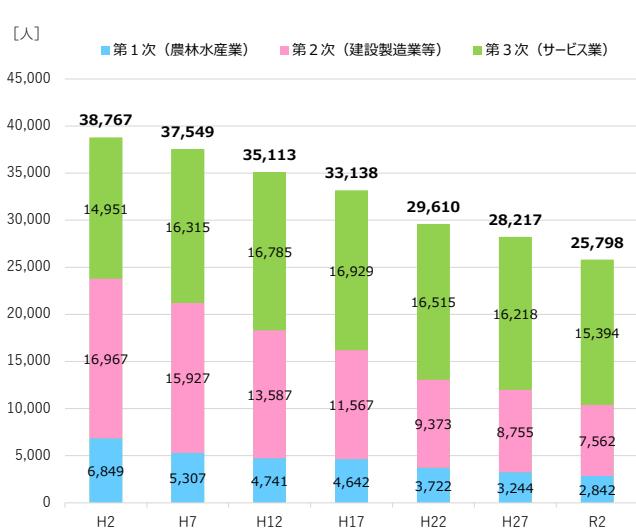
資料：国勢調査

3-1-4 産業

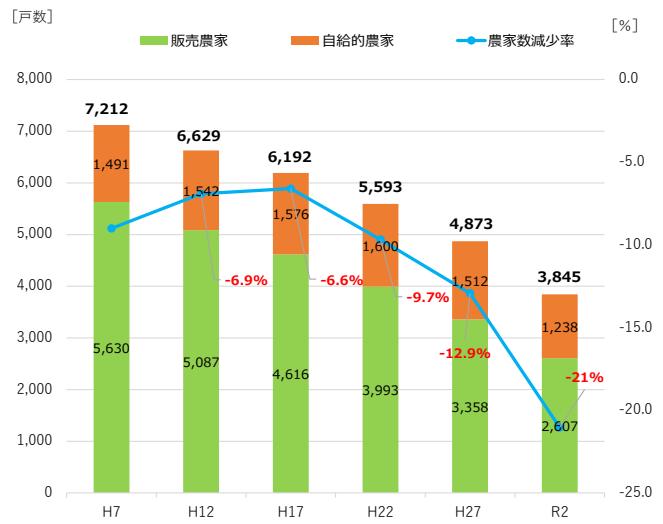
産業別人口は減少し続けており、特に第1次産業は2,842人、第2次産業は7,562人と、平成2（1990）年の従業者数から約半数以下にまで大きく減少しています。また農家数も減少が続いており、特に、農家数減少率は20%を超える状況となっています。

工業は、事業所数が令和3（2021）年から増加に転じ、製造品出荷額についても増加傾向にあります。

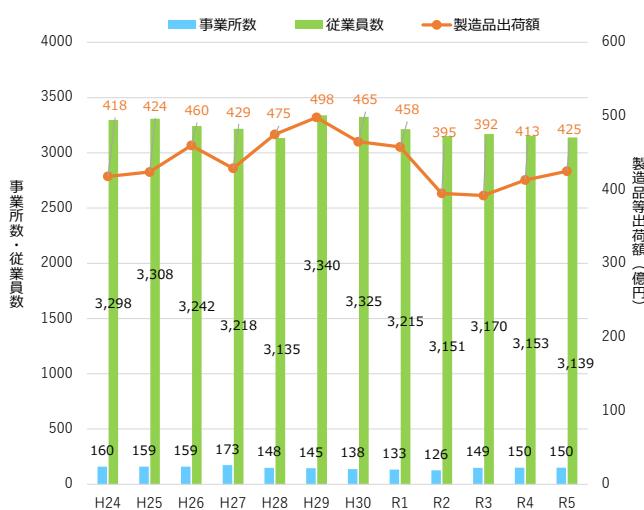
商業は、事業所数・従業員数ともに減少し続けています。



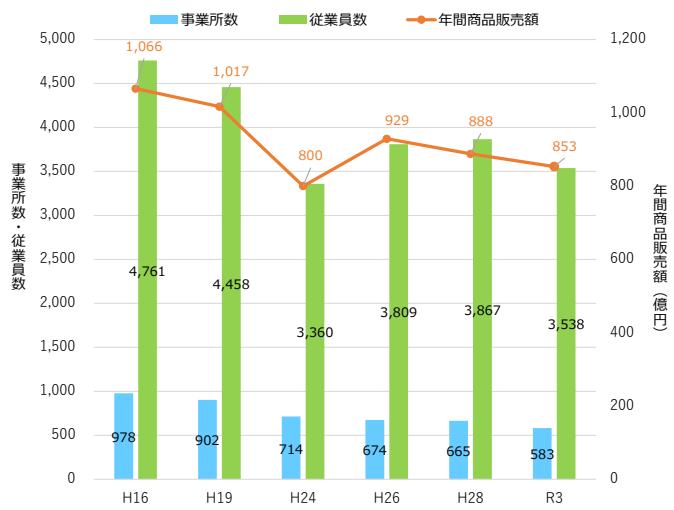
資料：国勢調査



資料：農林業センサス



資料：経済構造実態調査、経済センサス活動量調査



資料：商業統計調査、経済センサス活動量調査

3-2 エネルギー

3-2-1 温室効果ガス

温室効果ガスの排出量は、各部門とも一時的に増加した年度はあるものの、平成25（2013）年から減少傾向が継続しています。

令和4年（2022）年度の全体の温室効果ガス排出量に対する比率は、民生部門が全体の約5割（32.8%+24.1%）を占めており、平成25（2013）年度と比較すると、民生業務部門が大きく減少しています。

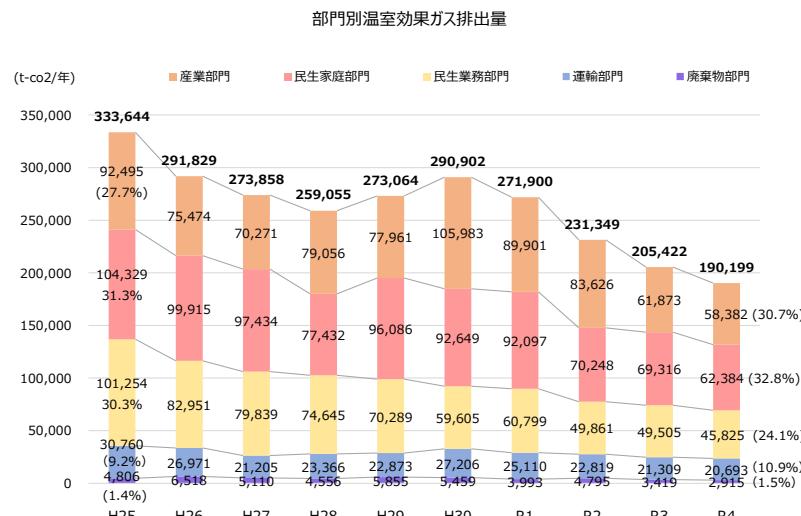


図 1-12 温室効果ガス排出量の推移

資料：環境衛生課

3-2-1 エネルギーの部門別消費量

エネルギー消費量は、平成25（2013）年度から緩やかな減少傾向にあり、令和4（2022）年度の全体のエネルギー消費量に対する比率は、運輸部門38.0%、産業部門26.3%、家庭部門20.2%、業務部門15.5%で、産業部門と運輸部門で全体の6割以上を占めています。

また、平成25（2013）年度と比較すると、構成割合は、運輸部門が増加し、産業・業務その他部門が低下しています。

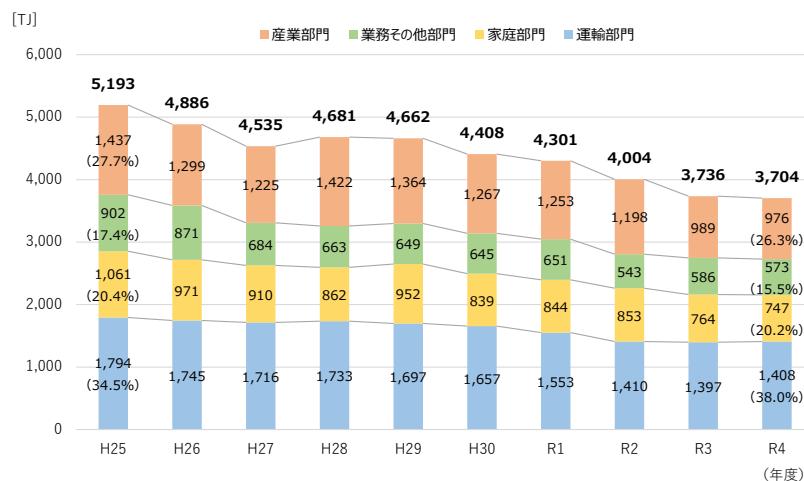


図 1-13 部門別エネルギー消費量の推移

資料：自治体排出量カルテ（環境省）

3-2-2 創エネルギーの推進

(1) 再生可能エネルギーの推進

本市では、二酸化炭素排出量の削減や再生可能エネルギーの積極的な利用促進、地球温暖化対策を推進するため、公共施設への再生可能エネルギー活用設備の導入を進めています。

令和2（2020）年度に発電を開始した松之山温泉の地熱発電事業は、地熱利用の商用発電としては新潟県内初であり、年間1,240 MWhの電力量で稼働しています。

表 1-2 公共施設への再生可能エネルギー活用設備導入実績

年度	設置場所	設備種別	数量
平成25年度	下条小学校	太陽光発電設備	一式
	松代小学校	太陽光発電設備	一式
	中里体育館	太陽光発電設備	一式
	ゆくら妻有	温泉熱利用ヒートポンプ	1基
平成27年度	下条温泉みよしの湯	ペレットボイラー	1台
		バイナリー発電機	1台
	消防本部庁舎	地中熱利用ヒートポンプ	一式
		太陽光発電設備	一式
平成28年度	エコクリーンセンター	バイナリー発電機	1台
	市役所 松之山支所	ペレットボイラー	1台
平成29年度	きらきら西保育園	バイナリー発電機	1台
	越後妻有文化ホール段十ろう	下水熱利用ヒートポンプ	一式
平成30年度	市道島坂ノ下線	太陽光発電設備	一式
令和2年度	エコクリーンセンター内ストックヤード棟	下水熱利用ヒートポンプ	一式
	※バイオマスボイラーは、「(福)十日町福祉会三好園しんざ」に設置	使用済み紙おむつ燃料化施設	一式
	松之山温泉「鷹の湯3号源泉」	地熱バイナリー発電施設	一式
令和3年度	※発電事業者は「松之山温泉合同会社 地・EARTH(ジアス)」		
	道の駅まつだいふるさと会館	太陽光発電設備	一式
令和4年度		地中熱利用空調設備	一式
	市役所本庁舎・保健センター	太陽光発電設備	一式
	千手小学校	太陽光発電設備	一式
令和5年度	下水処理センター	下水熱利用空調設備	一式
	水沢中学校	太陽光発電設備	一式
	まつのやま学園	太陽光発電設備	一式

資料：十日町市の環境

● 第1章 計画策定の背景 ●

(2) 市民・事業者へのエネルギー機器設置費の助成

本市では、二酸化炭素排出量の削減や地球温暖化対策を推進するため、住宅や事業所へ太陽光発電システムや木質バイオマスストーブ等といった再生可能エネルギーを利用する設備の設置費用の助成を行っています。令和6（2024）年度には助成件数が300件を超えるました。

太陽光発電システムと木質バイオマスストーブ等によるエネルギー創出量は年々上昇し、令和6（2024）年度には累計で2,900MWhを創出しています。

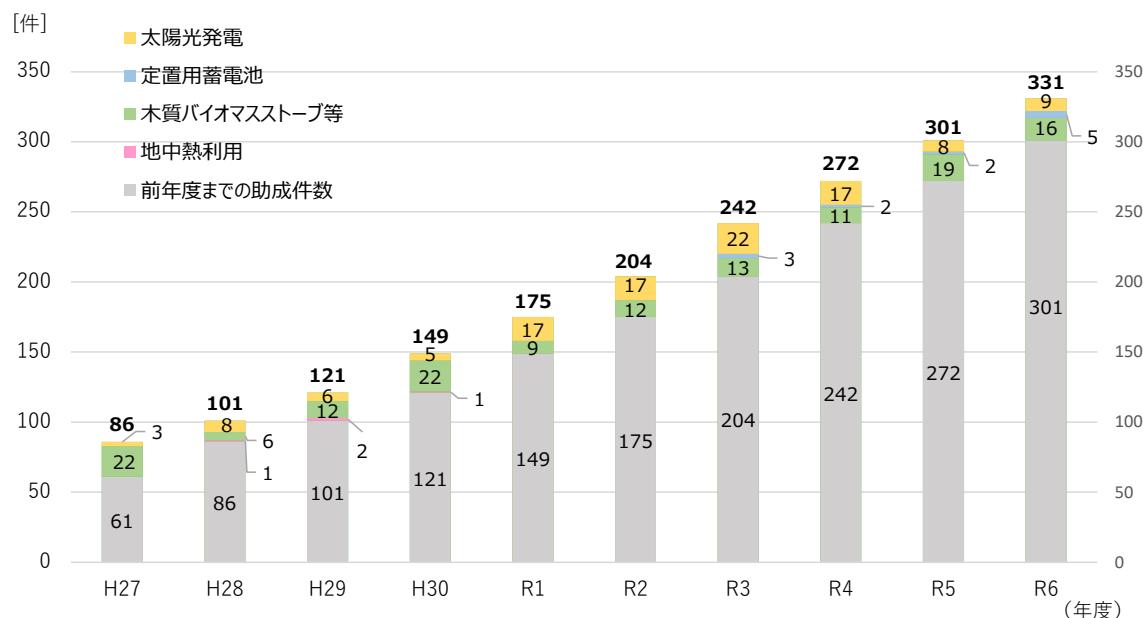


図 1-14 再生可能エネルギー活用促進補助事業実績

資料：十日町市の環境

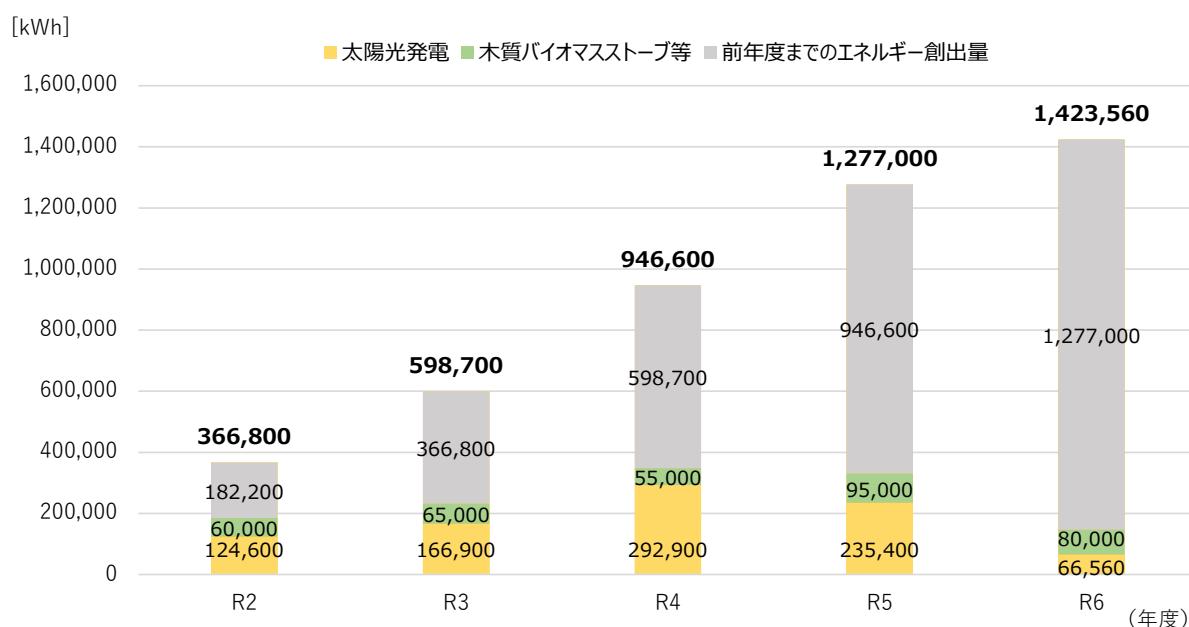


図 1-15 太陽光発電と木質バイオマスストーブ等によるエネルギー創出量

資料：十日町市の環境

3-3 資源循環

本市のごみ排出量は、令和元年（2019）年度以降減少傾向にあり、令和6（2024）年度では、ごみ排出量が15,214t/年、一人あたりのごみ排出量は326.2kgとなっていきます。

一方、リサイクル率は、平成30（2018）年から上昇傾向にありましたが、令和5（2023）年度から下降しており、リサイクル率の向上を図る必要があります。

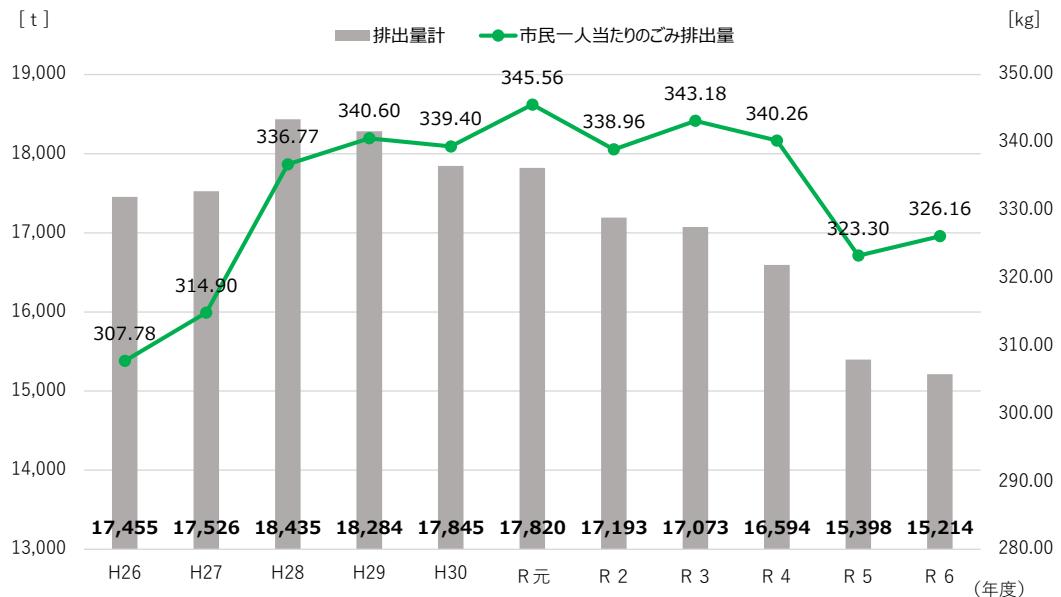


図 1-16 ごみ総量と一人当たりごみ量の推移

資料：十日町市の環境

※平成27年度以前は十日町・川西・松代地域分の数値。平成28年度以降は中里・松之山地域を含む十日町市全域分の数値
※『住民基本台帳』の平成26年～令和6年までの各年の3月現在の人口を用いて算出

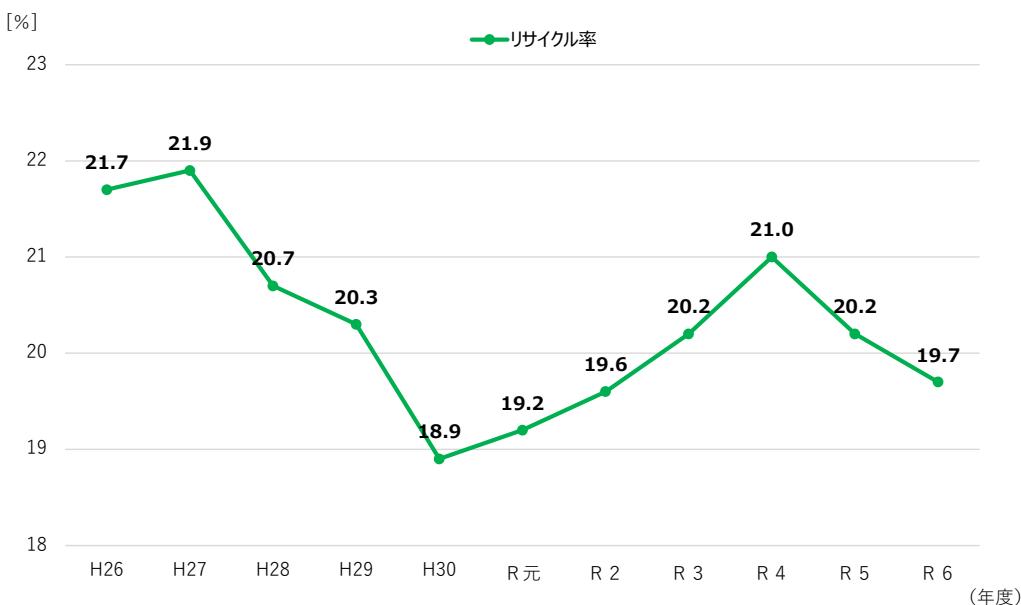


図 1-17 リサイクル率の推移

資料：十日町市の環境

※H27年度以前は十日町・川西・松代地域分の数値。H28年度以降は中里・松之山地域を含む十日町市全域分の数値

3-4 自然環境

3-4-1 自然環境・文化財

本市にかかる自然公園としては、「上信越高原国立公園」及び「直峰松之山大池県立自然公園」の2つがあります。

また、「自然環境保全地域」や「緑地環境保全地域」の指定を受けるなど、市内各地に貴重な自然環境が存在しています。本市の自然植生であるブナ林の保護など、貴重生物を保全・保護するための地域指定の推進等が課題です。

市域に生息・生育する生物としては、植物（維管束植物のみ）約1,200種、哺乳類32種、鳥類168種、爬虫類9種、両生類16種、魚類43種、昆虫類約400種、底生動物約60種が確認されています。

このうち、国及び新潟県における絶滅のおそれのある種などの選定状況として、植物115種、動物93種が選定されています。

本市は、大河信濃川、ブナ林に代表される森林など豊かな自然環境に恵まれており、絶滅のおそれのある生物を含め、多様な野生生物が生息・生育しています。

この恵まれた自然景観や自然生態系を未来に残すため、人と自然が調和する豊かな自然共生社会づくりが必要です。

国が選定する日本の生物多様性保全上重要な里地里山に、本市の「松代・松之山地域」と「キヨロロの森」が選定されています。また、松之山地域の「狐塚の棚田」は、日本の棚田百選にも選ばれています。

さらに、松之山・松代地域は「にほんの里100選」にも選ばれるなど、日本の原風景である良好な棚田・里山景観が保全・継承されています。渋海川流域では、瀬替えや間歩により水田や畑などを生み出しながら地域が発展してきました。こうした先代から引き継いだ農業遺産ともいるべき棚田・里山環境が各地に存在しています。

しかし、農業従事者の減少や高齢化が著しく進行しているため、農地や山林の適切な維持管理が困難になりつつあります。棚田・里山の維持・保全に対して、移住者や都市住民など多様な主体の参画を促すとともに、里山が生み出す様々な恵みを再評価し、持続的な利用を促すことが課題となっています。

また、本市の指定文化財のうち、名勝・天然記念物は、国指定が3件（田代の七ツ釜等）、県指定が3件（赤谷十二社の大ケヤキ等）、市指定が32件（積翠荘等）あります。



図 1-18 自然公園等の指定状況

表 1-3 十日町市の主な棚田

地区	名称	所在地	面積(ha)
十日町	慶地の棚田	東下組	79.3
	池谷・入山の棚田	中条庚、中条丙	17.8
	枯木又の棚田	中条丁	20.6
	三ツ山の棚田	新座乙	14.6
松代	星峠の棚田	峠	30.0

	蒲生の棚田	蒲生	1.6
	儀明の棚田	儀明	1.1
	松代の棚田	松代	10.0
	蓬平の棚田	蓬平	11.3
	小荒戸の棚田	小荒戸	1.9
	菅刈の棚田	菅刈	6.0
	清水の棚田	清水	2.8
松之山	布川の棚田群	松之山下布川、松之山中尾、松之山東川、松之山上鰯池、松之山下鰯池、松之山五十子平、松之山赤倉、松之山坪野、松之山東山	66.9
	留守原の棚田	松之山天水島	1.1
	三桶の棚田	松之山三桶	8.3
	狐塚の棚田	松之山天水越	8.4

資料：十日町市の環境

表 1-4 十日町市の指定文化財（名勝・天然記念物）

名 称	所 在 地	指 定	種 別
田代の七ツ釜	田代（中里）	国	名勝・天然記念物
清津峡	小出（中里）	〃	〃
カモシカ		〃	特別天然記念物
赤谷十二社の大ケヤキ	赤谷（川西）	県	天然記念物
小貫諏訪社の大スギ	小貫（十日町）	〃	〃
角間のねじりスギ	角間（中里）	〃	〃
積翠荘	吉田山谷（十日町）	市	名勝
岩見堂	浦田（松之山）	〃	〃
中手の黒滝	中手（十日町）	〃	〃
元町諏訪神社の親子スギ	元町（川西）	〃	天然記念物
海老の牛池	海老（松代）	〃	〃
松代田沢十二社の大ケヤキ	松代田沢（松代）	〃	〃
松代田沢十二社の大イチョウ	松代田沢（松代）	〃	〃
長命寺の大イチョウ	松代（松代）	〃	〃
寺田の大力工デ	寺田（松代）	〃	〃
姿箭放神社の大ケヤキ	姿（十日町）	〃	〃
高麗神社社叢	背戸（十日町）	〃	〃
ニッポンシロウリガイ化石	松代（松代）	〃	〃
洞泉寺の大ケヤキ	室野（松代）	〃	〃
室野松苧神社の大スギ	室野（松代）	〃	〃

● 第1章 計画策定の背景 ●

小谷の大ケヤキ	小谷（松之山）	市	天然記念物
大荒戸の庚申夫婦スギ	大荒戸（松之山）	〃	〃
天水山麓のブナ原生林	天水越（松之山）	〃	〃
安養寺松尾神社の大スギ	安養寺（十日町）	〃	〃
安養寺円通庵の三本スギ	安養寺（十日町）	〃	〃
枯木又竜王社の三本スギ	枯木又（十日町）	〃	〃
枯木又竜王池	枯木又（十日町）	〃	〃
渋海川河床の甌穴群	松代田沢（松代）	〃	〃
藤沢熊野神社の二本スギ	藤沢（川西）	〃	〃
田戸十二社の二本スギ	田戸（川西）	〃	〃
白倉のカスミザクラ	小白倉（川西）	〃	〃
程島 下の行者の大ケヤキ	程島（中里）	〃	〃
葎沢十二社の大スギ	葎沢（中里）	〃	〃
重地大池	重地（中里）	〃	〃
太田島小牧社の大ケヤキ	太田島（十日町）	〃	〃
名ヶ山の鶴沼池	名ヶ山（十日町）	〃	〃
中里地域の魚類化石	西本町1（十日町市博物館）	〃	〃
川西地域のトロゴンテリゾウ臼歯化石	西本町1（十日町市博物館）	〃	〃

資料：十日町市の環境

挿絵（写真）スペース

3-4-2 動植物

河川敷や耕作放棄地を中心にセイタカアワダチソウやアレチウリなどが繁茂し、ため池などではオオクチバスが放流されるなど、外来生物の分布の拡大により、在来生物の生息・生育環境が悪化してきています。さらに、これまで行われてきた住宅地開発や河川整備などにより、生物の生息・生育範囲が縮小したため、現在では、環境や生態系に配慮した施設の整備などを行っています。

また、以前は身近な田んぼや水路などで多く見られたゲンゴロウやメダカ、ホタルなどが数を減らし、限られた場所にしか生息を確認できなくなってきた生物種も多くなっています。

3-5 生活環境

3-5-1 大気

一般廃棄物焼却場では年1回、ダイオキシン類濃度を測定しています。恒久対策基準値は、排ガス濃度が5、飛灰・焼却灰は3であり、いずれも基準値を下回っています。飛灰及び焼却灰は、薬剤処理し、最終処分場で埋め立て処分を行っています。

表 1-5 排ガス、飛灰、焼却灰のダイオキシン類濃度測定結果

測定日	排ガス (ng-TEQ/m ³)		飛灰 (ng-TEQ/g)	焼却灰 (ng-TEQ/g)
	1号炉	2号炉	1・2号炉	1・2号炉
H26年度	0.00038	(休止中)	0.58000	0.00360
H27年度	0.01900	0.00033	0.67000	0.01000
H28年度	0.02500	0.43000	1.20000	0.00120
H29年度	0.02100	0.00200	0.80000	0.00050
H30年度	0.07100	0.01100	0.98000	0.00400
R1年度	0.30000	0.01300	1.60000	0.00740
R2年度	0.01300	0.00660	1.10000	0.00004
R3年度	0.26000	0.00680	1.90000	0.00087
R4年度	0.35000	0.00051	1.60000	0.00060
R5年度	0.06800	0.06800	1.20000	0.00750
R6年度	0.10000	0.00048	0.75000	0.00200

※恒久対策基準値 排ガス濃度：5、飛灰・焼却灰：3

資料：十日町市の環境

3-5-2 水質

新潟県では、水質汚濁防止法第15条に基づいて、公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質を監視しています。

本市では、指標としてA類型を準用しており、水質の汚れの程度を示す指標である「BOD（生物科学的酸素要求量）」の環境基準値は2.0 mg/lであり、いずれの年も環境基準を達成しています。

表 1-6 信濃川（十日町橋）の水質経年変化

分析項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
DO	11	11	11	11	11	10	11	11	11	10
SS	22	20	100	15	11	70	74	33	17	12
BOD	1.3	1.5	2.0	1.1	1.4	1.8	1.5	1.0	1.4	1.5

資料：十日町市の環境

● 第1章 計画策定の背景 ●

3-6 環境教育・環境学習

市民・事業者・行政が協働し平成20年に創設された「十日町市民環境会議」は、これまで様々な環境教育活動を実践してきました。

環境意識を高めることを目的に、環境課題やエネルギーに関する講演会を開催するほか、課題解決に向けて市民と一緒に勉強する各種セミナーや、先進地への視察を実施しています。

環境フェアは、住民参加型で環境保全に取り組む社会づくりを目指し、環境保全の重要性を認識するとともに環境問題への意識向上を図ることを目的として開催しています。

こどもエコチャレンジ参加者数については、令和2(2020)年度をピークに年々減少しています。

今後は、市博物館や「森の学校」キヨロロ、情報館や地域自治組織など、多様な地域資源や団体との連携を進め、地域全体で次代を担う青少年の育成を支える必要があります。

表 1-7 環境教育・環境学習に関連する各種イベント等の参加者数

分析項目	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
環境フェア・環境講演会等（セミナー、勉強会、先進地視察）参加者数（人）	2,080	1,255	1,500	1,100	44	21	48	30
緑の少年団組織数（校）	5	5	5	5	5	5	5	5
環境美化運動参加者数（R4までは「クリーン作戦等参加者数」）（人）	3,551	3,454	2,852	2,829	306	183	368	368
こどもエコチャレンジ参加者数（人）	-	-	-	124	208	135	130	45

資料：環境衛生課

3-7 環境施策の評価

第二次環境基本計画で掲げている施策について、市民アンケート調査結果で捉えた、市民が「重要と考える施策（重要度）」や「効果があったと思う施策（効果認知度）」を一覧として示します。

これら施策は、市民が望んでいる施策と考えられるため、今後も継続して積極的に取組みます。特に、赤囲いにて示した施策については、各環境範囲において市民が重要と考えている施策となります。

表 1-8 「重要と考える施策（重要度）」「効果があったと思う施策（効果認知度）」

環境範囲	施策内容	効果認知度	重要度
① 自然環境・生物多様性	良好な自然景観の保全	20%	29%
	自然にふれあう場の提供	20%	33%
	自然の恵みの観光振興への活用	24%	29%
	棚田・里山の維持管理体制の構築	21%	22%
② 生活環境	地すべり対策の強化	21%	38%
	治山・治水事業の促進	17%	32%
	ポイ捨てやごみの不法投棄の防止	20%	62%
	ペットマナーの対策強化	25%	21%
	環境美化の推進	23%	37%
③ 快適環境	公園・緑地の計画的な整備	18%	53%
	除雪対策の促進	32%	76%
	利雪対策の普及・促進	22%	57%
	街並み景観の整備	15%	24%
④ 資源の循環・地球環境	廃棄物の減量化の促進	17%	38%
⑤ 参加行動	環境フェア・講演会の開催	16%	31%

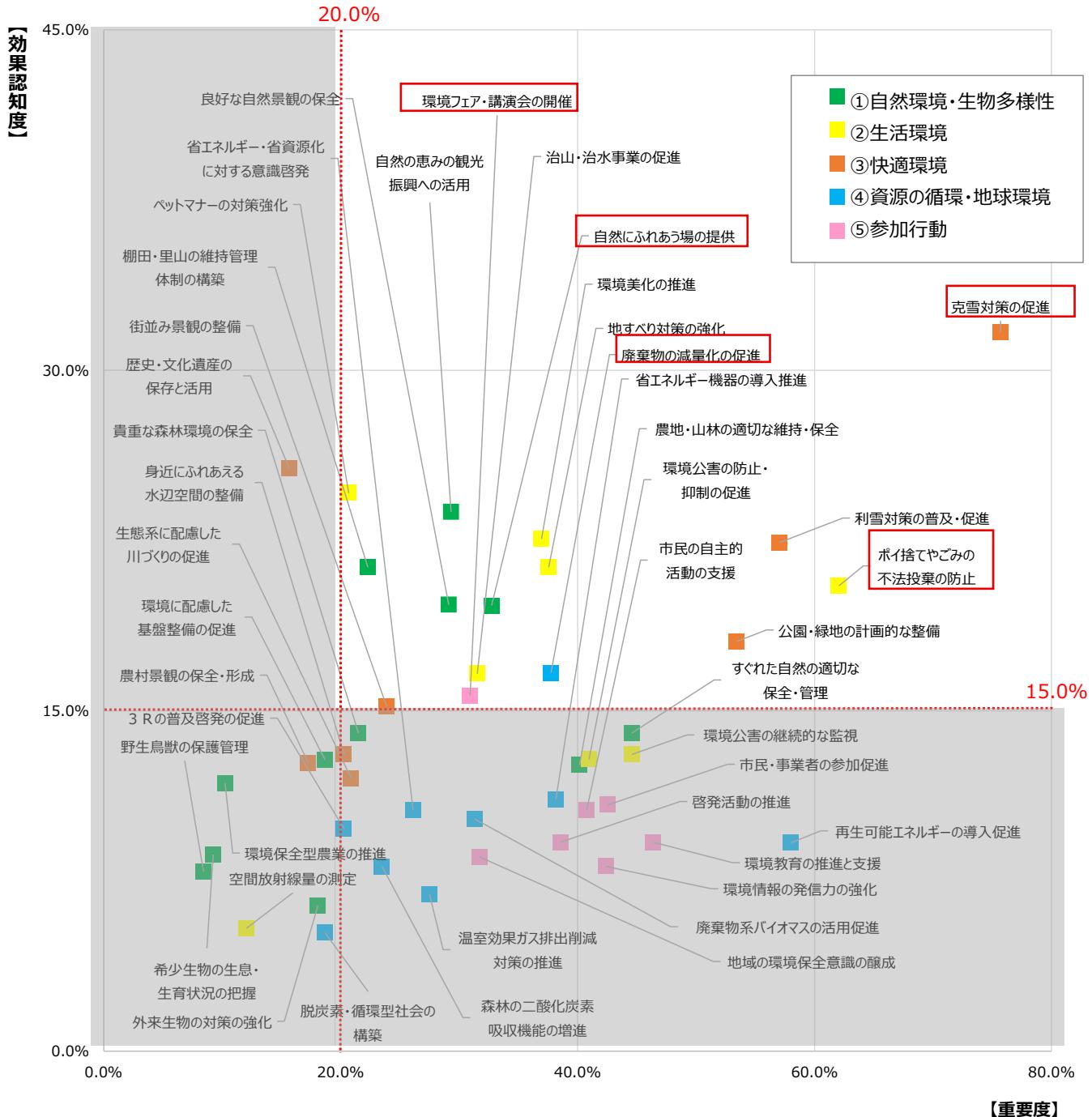


図 1-19 「重要と考える施策（重要度）」「効果があったと思う施策（効果認知度）」の散布図

第2章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

本計画は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものであり、「第三次十日町市総合計画」を環境面から推進する部門別計画として位置づけられています。

また、市が実施する関連計画を環境保全等の視点から調整し、整合を図るもので

す。なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、「地方公共団体実行計画(区域施策編)」を包含します。

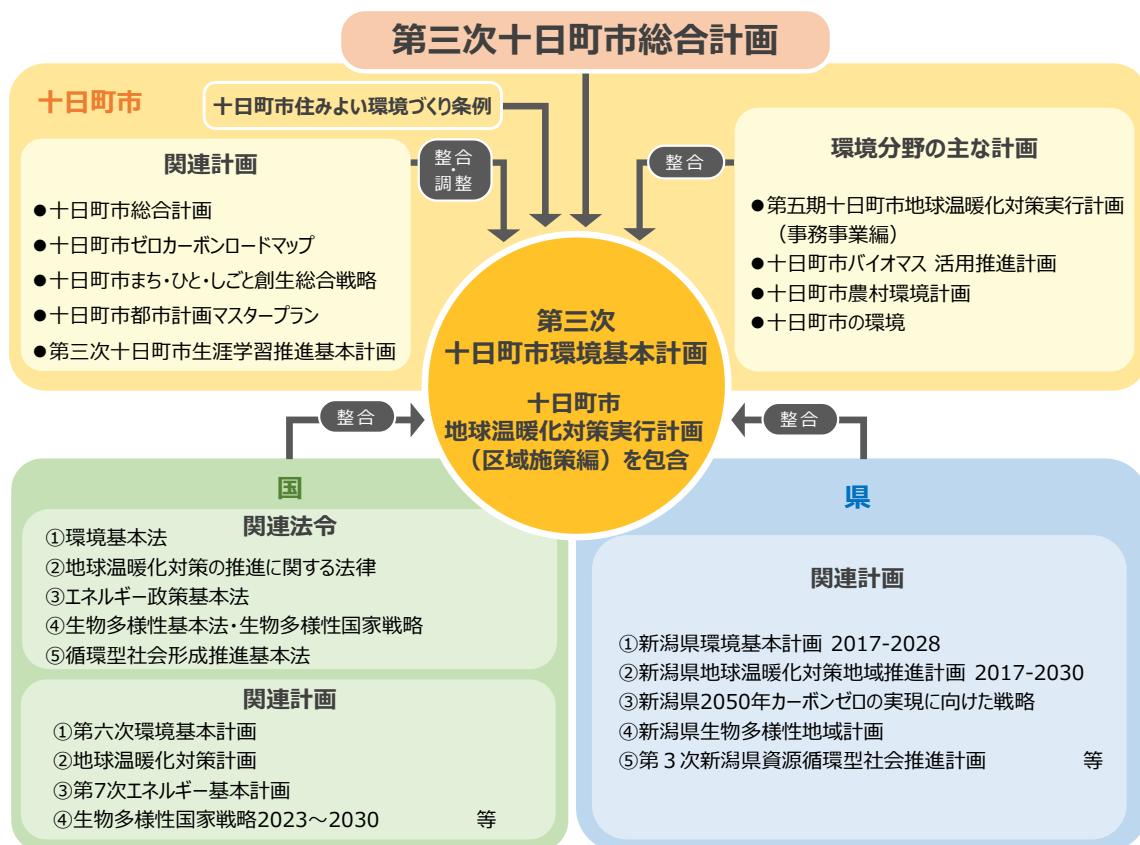


図 2-1 計画の位置づけ

2 計画の対象範囲

本計画で対象とする環境の範囲と内容は、次のとおりです。

範囲	内容
自然環境 生物多様性	自然公園・環境保全地域等の自然環境保全に係る地域指定、生物多様性（植物、動物）、棚田・里山（山林・農地）、ネイチャーポジティブ（自然再興）
生活環境 快適環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭、土壤・地下水、地盤沈下、地形・地質、放射性物質（放射能）、環境美化 水辺環境、克雪・利雪、景観、歴史・文化財
地球環境 エネルギー 資源循環	再生可能エネルギー、省エネルギー、地球温暖化、一般廃棄物、産業廃棄物、循環共生型社会
参加行動	市民意識、事業者意識、市民参加・行動、環境教育、情報発信

3 計画の対象地域

本計画の対象地域は、十日町市の全域を対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度を初年度とし、令和17年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や新たな環境問題などに対応するため、5年程度を目途に必要な見直しを行います。



第3章 「目指す環境像」と「実現するための施策体系」

1 目指す環境像

地球環境や自然環境を守り、資源循環や生活環境を改善し、持続可能な社会を次の世代につなぐためには、私たち一人ひとりが自らの活動と環境とのかかわりを意識し、行動することが必要です。

そのため、市民・事業者・行政が、環境の保全等に対する意識を高め、それぞれの役割と責任の中で連携・協働し、よりよいまちを築いていくというこれまでの考え方を継承します。

また、本計画が「第三次十日町市総合計画」を環境面から推進する部門別計画として位置づけられていることを鑑み、「目指すべき環境像」は、「第三次十日町市総合計画」の政策目標である【環境にやさしく自然と調和するまち】とし、その実現に向けて取り組みます。

環境にやさしく自然と調和するまち

挿絵（写真）スペース

2 基本方針

目指すべき「環境像」の実現を図るため、同様に「第三次十日町市総合計画」に掲げられる2つの施策をベースとして、「3つの基本方針」のもと施策を開展します。

基本方針Ⅰ ゼロカーボンシティ・資源循環型社会の推進

地球環境
エネルギー
資源循環

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」実現を目指し、エネルギー施策をはじめとする地球温暖化防止のための取組みを推進します。

また、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、最適生産・最適消費・最少廃棄の「循環型社会」への変革を目指し、3Rの推進と適正処理に取り組むとともに、「もったいない」の意識と行動を促します。

なお、本方針に基づく取組は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」に相当する計画として位置付けます。

【基本方針の展開】

- ◆ 温室効果ガスの排出量削減
- ◆ 森林の整備・保全
- ◆ 再生可能エネルギーの地産地消
- ◆ ごみ減量・再資源化の推進
- ◆ 持続可能なごみ処理体制の整備

基本方針Ⅱ 自然環境の保全と気候変動への対応

自然環境
生物多様性
生活環境
快適環境

水や緑、生きものを身近に感じ、心豊かな生活が送れるように、生物多様性の保全と持続可能な利用を図ります。

また、都市と自然が調和した快適な生活環境を維持していくため、大気・水・土壤環境等の保全や騒音・振動等への対応に努めるとともに、環境美化の向上に取り組みます。

さらに、気候変動の影響を回避・軽減するための適応策を推進します。

【基本方針の展開】

- ◆ 自然環境・里地里山の保全
- ◆ 生物多様性保全の推進
- ◆ 快適な生活環境の確保
- ◆ 水資源の確保と有効活用
- ◆ 河川環境の整備と利活用
- ◆ 気候変動への対応

基本方針Ⅲ 一人ひとりが環境保全に取り組む社会づくり

参加行動

市民・事業者・行政それぞれが、環境保全の必要性と自らの役割を自覚し、自主的・積極的に行動する社会を目指します。

なお、本方針は、すべての分野の土台として、上記Ⅰ～Ⅱの方針に基づく取組を下支えします。

【基本方針の展開】

- ◆ 環境教育の推進
- ◆ 環境美化・保全活動の推進
- ◆ 青少年・家庭教育・個人学習への支援

3 施策体系

表 3-1 施策体系一覧

環境像	基本方針	基本方針の展開	環境範囲	施策番号	施策
ゼロカーボンシティ・資源循環型社会の推進 環境にやさしく自然と調和するまち 一人ひとりが環境づくりに取り組む	自然環境の保全と気候変動への対応	温室効果ガスの排出量削減	地球環境	1	省エネルギー・GXの推進※
		森林の整備・保全		2	森林整備による二酸化炭素吸収の促進※
		再生可能エネルギーの地産地消	エネルギー	3	住宅のエネルギー管理の普及(ZEB・ZEH含む)※
				4	自然エネルギーの更なる利活用(小水力・雪冷熱利用を含む)※
				5	蓄電池や新技術等の導入検討
		ごみ減量・再資源化の推進	資源循環	6	不用食器回収などによる3Rの推進※
				7	食品ロスの抑制(生ごみリサイクル、コンポストの推進を含む)※
				8	ごみ処理体制の一層の効率化
		自然環境・里地里山の保全	自然環境・生物多様性	9	里地里山の景観や棚田等の保全の推進(水源涵養の促進含む)
		生物多様性保全の推進		10	良好な自然環境の保全の推進(廃棄物投棄の防止、保護地域の監視)
		快適な生活環境の確保		11	生物多様性の大切さを学ぶ機会の促進※
		生活環境	12	環境公害の防止・監視	
			水資源の確保と有効活用	13	ペットマナーの対策強化
		河川環境の整備と利活用	快適環境(水環境)	14	水辺空間の快適な利用
				15	生物多様性に配慮した河川環境の整備
		気候変動への対応	快適環境(熱中症対策)	16	河川環境を活用したイベント支援
		一人ひとりが環境づくりに取り組む		17	熱中症予防啓発の推進
		環境教育の推進	18	3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進※	
			19	デコ活(脱炭素+環境に良いエコ)の推進※	
			20	エコモビリティの推進※	
			21	環境美化・保全活動の支援※	
			22	ごみ減量に向けた啓発活動(市報、エコラビ、ごみ便利帳等)※	
			青少年・家庭教育・個人学習への支援	23	森の学校キヨロ口と連携した自然体験や探究活動の機会提供
			24	木育の推進と林業の普及啓発	

※十日町市地球温暖化対策実行計画「区域施策編」の施策も兼ねている施策。

第4章 施策の展開

1 基本方針Ⅰ ゼロカーボンシティ・資源循環型社会の推進

1-1 これまでの取組と課題

■これまでの取組

(1) 再生可能エネルギーの導入

- ・「十日町市バイオマス産業都市構想」を策定し、「1.木質燃料の利用拡大プロジェクト」「2.使用済み紙おむつの燃料化プロジェクト」「3.きのこ廃菌床の燃料化と肥料化プロジェクト」「4.廃棄物系バイオガス発電プロジェクト」「5.もみ殻の燃料化と肥料化プロジェクト」「6.廃食用油のバイオディーゼル燃料化拡大プロジェクト」を行つてきました。

また、市役所庁舎や小学校等といった公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を行っており、これまで、太陽光発電設備やペレットボイラー設備等を導入しています。

- ・市民や事業者へは、太陽光発電設備や木質バイオマストーブ等の再生可能エネルギー利用設備の導入促進に向け、設置費用の助成を進めており、令和6（2024）年度には助成件数の累計が300件を超えてます。
- ・民間事業者による地熱利用の商用発電としては県内初の松之山温泉地熱バイナリー発電所の稼働や、木質バイオマス発電所が建設されるなど、再生可能エネルギーの創出に結びついています。

(2) 省エネルギー・省資源化の推進

- ・ものづくり企業等LED設置促進支援事業補助金により、事業所へのLED導入を推進しています。また、庁舎等のLED照明化、省エネエアコン更新により事務事業におけるCO₂排出量の削減に取り組んでいます。
- ・公用車に低公害車として、ハイブリッド車等を導入しています。

(3) ごみ減量化・リサイクルの推進

○ごみの減量化

- ・「十日町市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみの減量と再資源化を促進するため、資源ごみの分別収集の徹底を図っています。
- ・ごみの減少化を促進するため、令和6年度に一般廃棄物処理手数料を見直しました。また、収集プラスチック類の拡充や、不用食器等の無料回収品目を増やすなど、資源の再利用促進と分別意識の向上に取り組んでいます。
- ・令和4年度に完成した十日町市海老最終処分では、クローズド型処分場として、埋立容量34,000m³、埋立期間15年間を予定し、環境に配慮し、安全で安定した処理が行われています。

○リサイクルの推進

- ・川西有機センターでは、分別回収された地域の生ごみから堆肥を製造・販売しています。
- ・最終処分場の延命化のため、埋立てごみをさらに分別し、再資源化を図っています。
- ・プラスチックごみ削減と再生資源活用のために「使用済みハブラシ回収事業」として、LIONとテラサイクルジャパン合同会社が協働運営している「ハブラシ・リサイクルプログラム」に令和3年度から参加しています。

(4) 地球温暖化対策の推進

- 「十日町市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・（事務事業編）」や「十日町市にゼロカーボンロードマップ」で定めた温室効果ガスの削減目標に基づき、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギー化等を推進しています。

■第二次環境基本計画の数値目標の達成状況

○第二次環境基本計画の環境目標4

「環境負荷をかけない低炭素・循環型社会づくり」に向けた取組

- 「再生可能エネルギーの創出」は、再生可能エネルギー活用促進費補助事業によって、再エネ創出量は増加傾向にあります。
- 「一般廃棄物再資源化率」と「一般廃棄物（ごみ）排出量」とともに、減少傾向にあります。
- 「温室効果ガス排出量（市内全域）」は、排出量が大きく減少しています。

項目	基準値 (平成27年度) 2015年度	目標値 (令和2年度) 2020年度	実績値 (令和2年度) 2020年度	実績値 (令和6年度) 2024年度
再生可能エネルギーの創出量	5,421 メガワット/年	20,000 メガワット/年	9,892 メガワット/年	36,551 メガワット/年
一般廃棄物再資源化率	20.4%	26.0%	19.6%	19.7%
一般廃棄物（ごみ）排出量	20,502 t /年	17,290 t /年	17,208 t /年	15,257t/年
温室効果ガス排出量（市内全域）	333.6 千 t-CO ₂	256.7 千 t-CO ₂	226.8 千 t-CO ₂	190.2 千 t-CO ₂ (令和4年度実績値)

■課題

- ・市全体の二酸化炭素排出量の削減は進んできましたが、部門別エネルギー消費量で見ると、運輸部門の削減は、あまり進んでいないといった課題があります。
- ・ごみの減量化や資源の循環利用は、単に資源を守るだけでなく、ごみ処理や生産段階でのCO₂排出抑制に直結するため、廃棄物処理と3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を推進していく必要があります。
- ・市民アンケート結果によると、地球温暖化防止のために市に対して期待していることとして、「ごみの減量化・リサイクルを推進する」が65%と最も多くの回答を集めました。また「太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入に対する補助金等の支援制度を充実する」が42%となっており、再生可能エネルギー活用促進費補助事業により補助件数が増えていることから、継続した支援が必要です。

1-2 2035年（令和17年）に目指す姿

国は、地球温暖化対策計画の中で、脱炭素化も見据えて「令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」を掲げています。

本市は、長期的に令和32(2050)年の温室効果ガス排出量の実質ゼロを見据えた上で、基準年度を国に合わせた平成25(2013)年度とし、削減目標は、国目標と同様に、「令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で46%削減」、「令和17(2035)年度に60%」削減を目標として掲げ、取組を推進します。

目標達成には、市民や事業者、関連する市民団体の協力が必要なことから、環境をより良くするという意識をもって行動することが重要であり、情報発信を始めとした啓発活動等を進めていくことが必要です。

挿絵（写真）スペース

1-3 基本方針の達成状況を図るための成果指標

長期的な展望を踏まえ、上述したように、令和12(2030)年度の中間目標値として、基準年度[平成25(2013)年度]比で**温室効果ガス排出量46%削減**、令和17(2035)年度の最終目標値として、**60%削減**を掲げ、目標達成に向けた取組を進めます。

また、下図に示すように、令和12(2030)年度の中間目標値、令和17(2035)年度の最終目標値とともに、「国第6次、第7次エネルギー基本計画に掲げられる施策」を踏まえた取組により、目標値の達成が可能となることが想定されます。

なお、現時点では、国が最終目標として掲げる令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ(2050年カーボン・ニュートラル)とするための、2040年～2050年にかけての具体的な施策や数値目標は示されていません。従って、2040年～2050年の将来を見据え、「2050年カーボン・ニュートラル」の実現を目指し、他の自治体に先駆けた取組みや独自施策を積極的に推進することが望まれます。

数値目標	基準値 平成25年度 (2013年)	現状値 令和4年度 (2022年)	中間目標値 令和12年度 (2030年)	最終目標値
				令和17年度 (2035年)
温室効果ガスの排出量削減	333.6	190.2 (△43.0%)	180.2 (△46.0%)	133.5 (△60.0%)

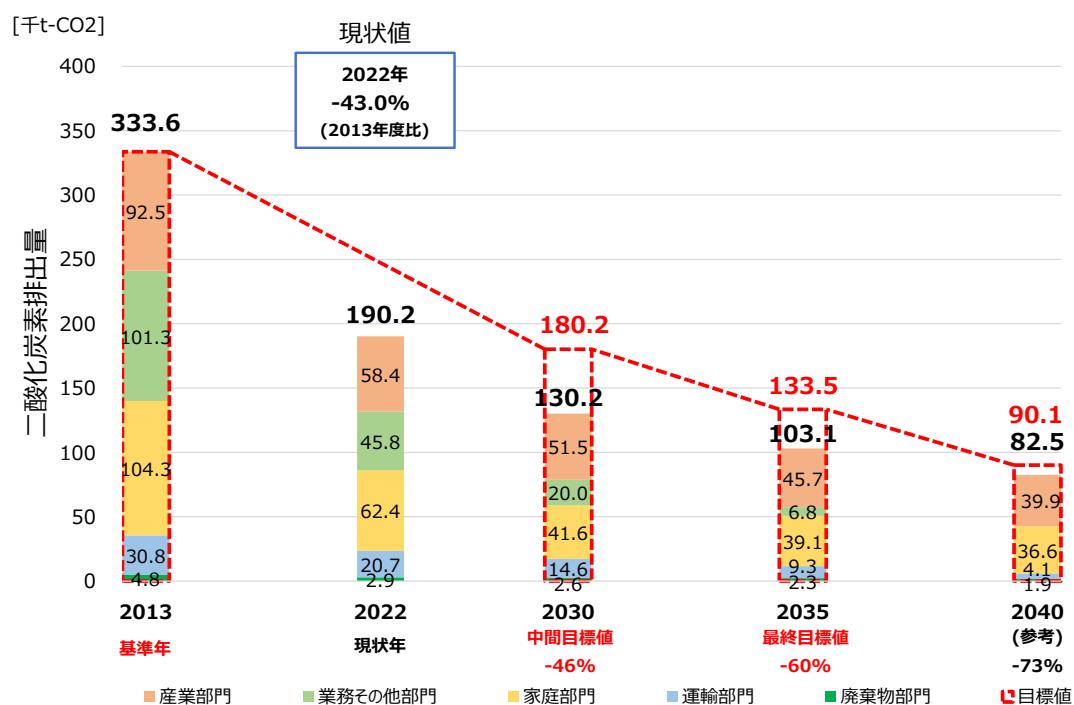


図 4-1 温室効果ガスの削減目標 (BAU 推計+国施策考慮)

1-4 施策の展開

①温室効果ガスの排出量削減

本基本方針の展開における地球温暖化防止のため「省エネルギーや GX の推進」などに取組みます。

■施策1 省エネルギーや GX の推進

脱炭素社会の構築に向けた取組として、エネルギー消費量の削減に努めます。

市では、これまで、省エネ・省資源の取組の普及啓発に努めるとともに、環境に配慮した設備・機器等の導入に努めてきました。

引き続き、市民一人ひとりの省エネ行動を促すと共に、新しい技術で開発される設備機器や、省エネ設備機器等の導入・検討を進めます。

[具体的な取組]

- ・LED化の推進
- ・EV（プラグインハイブリット車等）の導入
- ・省エネ機器等の導入
- ・エネルギー使用量の把握
- ・省エネ関連情報（省エネ家電、補助金等）の発信
- など

単位：千t-CO₂

数値目標	基準値 平成25年度 (2013年)	現状値 令和4年度 (2022年)	中間目標値 令和12年度 (2030年)	最終目標値 令和17年度 (2035年)
温室効果ガスの 排出量削減	333.6	190.2 (△43.0%)	180.2 (△46.0%)	133.5 (△60.0%)

挿絵（写真）スペース

②森林の整備・保全

本基本方針の展開として、豊富な森林資源の多様な活用や循環利用を促進するため、「森林整備による二酸化炭素吸収の促進」などに取組みます。

■施策2 森林整備による二酸化炭素吸収の促進

市では、豊富な森林資源の循環利用を促進するため、過去10年間で合計330haの森林整備を行ってきました。また、林業を取り巻く環境は大きく変化し、温室効果ガスの排出削減目標達成に向けた財源として、森林環境譲与税の活用が始まりました。

また、市では、令和元年からの7年間で合計1,348トンの二酸化炭素吸収量を森林クレジットとして発行してきました。

今後は、引き続き、有林・市行造林の将来的な主伐・再造林を見据えた計画的整備を進めるとともに、積極的に私有林整備を推進します。

【具体的な取組】

- ・市有林・市行造林の将来的な主伐・再造林の計画的整備
- ・森林経営管理制度による私有林整備の推進
- ・森林クレジットの創出
- など

数値目標	現状値 令和6年度 (2024年)	目標値 令和12年度 (2030年)
市有林・市行造林及び森林経営管理制度による私有林の整備面積	58.6ha/年	70.0ha/年

挿絵（写真）スペース

③再生可能エネルギーの地産地消

本基本方針の展開として、再生可能エネルギーの地産地消を推進するため、「住宅エネルギー管理の普及（ZEB・ZEH含む）」や、「自然エネルギー更なる利活用（小水力・雪冷熱利用含む）」「蓄電池や新技術等の導入検討」などの取組を推進します。

■施策3 住宅エネルギー管理の普及（ZEB・ZEH含む）

市では、「再生可能エネルギー活用促進費補助金」により、太陽光発電や定置用蓄電池設備の設置等の支援に取り組んできました。また、「十日町市ゼロカーボンロードマップ（2035年5月）」において、公共施設の省エネルギー化を柱にZEB化、ZEH化を進めており、引き続き、ZEB・ZEH化を支援します。

【具体的な取組】

- ・ZEB化、ZEH化の導入支援（県補助含む）
- ・省エネ家電貢換え支援
- など

■施策4 自然エネルギー更なる利活用（小水力・雪冷熱利用含む）

市では、公共施設への太陽光発電システムの導入や、上述したように、「再生可能エネルギー活用促進費補助金」による、太陽光発電等の設置の支援に取り組んできました。

引き続き、再生可能エネルギー導入した設備支援のほか、これまでに導入した設備・機器による効率的なエネルギーの活用や新たな再生可能エネルギー施策の検討などを推進します。

【具体的な取組】

- ・各種再生可能エネルギー設備の導入
- ・公共施設における再生可能エネルギーの活用
- ・再生可能エネルギー利用に関する情報（再エネ設備、補助金）の発信
- など

■施策5 蓄電池や新技術等の導入検討

市内の民間事業者では、松之山温泉での県内初となる「地熱バイナリー発電」や「バイオマス発電所」など、注目度の高い事業も進められています。

今後は、新技術の導入や蓄電池の活用を検討するなど、再生可能エネルギーの地産地消を推進します。

【具体的な取組】

- ・再生可能エネルギー活用促進補助事業等の推進
- ・新技術導入可能性の検討
- など

数値目標	現状値 令和6年度 (2024年)	目標値 令和12年度 (2030年)
再生可能エネルギー活用促進補助件数	490件	670件

挿絵（写真）スペース

④ごみ減量・再資源化の推進

ごみ排出量の削減を推進するため、「不用食器回収などによる3Rの推進」や、「食品ロスの抑制（生ごみリサイクル、コンポストの推進を含む）」などの取組を拡大します。

■施策6 不用食器回収などによる3Rの推進

市では、「収集プラスチック類の拡充」や「不用食器等の無料回収品目を増やす」など、資源の再利用促進と分別意識の向上に取り組んできました。

今後は、引き続き、ごみ排出量の削減に資するため、継続的なごみ減量と資源の有効活用に取組みます。

【具体的な取組】

- ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- ・継続的なごみ減量と資源の有効活用に向けた情報発信・啓発活動
- など

■施策7 食品ロスの抑制（生ごみリサイクル、コンポストの推進を含む）

市では、食品ロス削減啓発ポスターを作成し、飲食店や食料品店で活用を呼びかけています。また、「今すぐできる5つの心得」（買いすぎない、作りすぎない、むきすぎない、捨てすぎない、てまえどり）を広報し、意識向上に取り組んでいます。

今後は、引き続き、「今すぐできる5つの心得」や「30・10（さんまる・いちまる）運動」の啓発活動等を推進します。

【具体的な取組】

- ・冷凍保存や、食べきりサイズの活用などの家庭での取組みの啓発活動
- ・フードシェアリングアプリやフードバンクなどの企業支援や啓発活動
- ・生ごみリサイクル、コンポストの推進
- など

数値目標	現状値 令和6年度 (2024年)	目標値 令和12年度 (2030年)
一般廃棄物の再資源化率	19.7%	22.0%

⑤持続可能なごみ処理体制の整備

持続可能な資源循環型社会の形成を推進するため、「ごみ処理体制の一層の効率化」などの取組を拡大します。

■施策8 ごみ処理体制の一層の効率化

市では、令和4年度に完成した十日町市海老最終処分では、環境に配慮し、安全で安定した処理が行われています。一方、十日町市エコクリーンセンターは、計画的な修繕により安定稼働していますが、建設から30年以上が経過し、老朽化が進んでいます。

今後は、引き続き、循環型社会に資するため、人口減少に伴うごみ量の減少を見据え、広域的な連携や施設の改築・更新について検討します。

[具体的な取組]

- ・IoTやAIを活用した収集ルートの最適化
- ・分別の徹底、共同回収・リサイクルの推進
- ・エコクリーンセンターの改築・更新の検討
- など

数値目標	現状値 令和6年度 (2024年)	目標値 令和12年度 (2030年)
一般廃棄物（ごみ）の排出量	15,258 t	11,618 t

挿絵（写真）スペース

2 基本方針Ⅱ 自然環境の保全と気候変動への対応

2-1 これまでの取組と課題

■これまでの取組

(1) 自然環境の保全

- ・美人林に代表されるブナの群生林をはじめ、多雪地に特徴的な動植物が生息する松代・松之山地域は、国の「重要里地里山」に指定されています。
- ・豊富な森林資源の循環利用を促進するため、過去10年間で合計330haの森林整備を行ってきました。
- ・林業を取り巻く環境は大きく変化し、温室効果ガスの排出削減目標達成に向けた財源として、森林環境譲与税の活用が始まりました。さらに、バイオマス資源としても活用し、循環型の環境保全を目指しています。

(2) 棚田・里地里山の保全、生物多様性の推進

- ・里山に点在する棚田は、農地を守り続けてきた先人や、棚田に魅力を感じて移住してきた人々の活躍により、国の「つなぐ棚田遺産」に全国最多14地区が認定されました。
- ・環境省は、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき環境の一つであると位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山」を選定しており、本市では、「キヨロロの森」と「松代・松之山地域」が選定されています。
- ・松代地域では、棚田を保全・再生する取組として「まつだい棚田バンク」を立ち上げ、都市住民などが地元農家と協働で田植えや稻刈り、草刈り作業を行うなど、ボランティア参加で里山保全に取り組んでいます。

(3) 生物多様性の推進

- ・本市は、雪の影響を強く受けた里山が広がり、多様な環境に多くの動植物を見るることができます。
- ・一方で、人間活動によるオーバーユース、人口減少によるアンダーユース（管理不足）により、生息地の減少や地域個体群の絶滅など、地域の生物多様性は劣化しつつあります。さらに近年では地域外から人間の手で持ち込まれた外来種の影響も大きくなっています。

(4) 快適な生活環境の創出

- ・「大気環境」「地盤環境」「水環境」「騒音・振動」「悪臭」「放射性物質（放射能）」について、各種調査を実施し、生活環境面の防止・監視に取り組んでいます。
- ・熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、涼しい環境への避難が大切なことから、令和6年7月に、「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」として、31施設を指定しました。
- ・熱中症対策の更なる強化策として、警戒アラートが発表されなくとも冷涼な場所で無料休憩ができる「とおかまち涼み処」の取組みを令和6年8月から開始し、28事業所を指定しました。

(5) 水辺環境の整備

- ・信濃川中流域では西大滝ダムや宮中取水ダムにより河川流量の少ない減水区間となっていましたが、「信濃川中流域水環境改善検討協議会」が設置され、モニタリング調査などを行い、現在では一定の維持流量が確保され、魚類等の生息や河川環境の改善が図られつつあります。また、清津川においても維持流量の改善が図られております。
- ・河川環境の向上や水辺空間の適正管理により、信濃川では桜堤の形成や、バーベキューやキャンプ、ラフティングなどを楽しむ市民で賑わっており、また、清津川では「さかなまつり」や「川っぺり音楽祭」などのイベントにより多くの交流が生まれています。

■第二次環境基本計画の数値目標の達成状況

○第二次環境基本計画の環境目標1

「人と自然が調和する緑豊かな自然共生社会づくり」に向けた取組

- ・「中山間地域等直接支払制度急傾斜面積」は、営農者の高齢化等により、取組みを止めた組織がありました。
- ・「多面的機能支払制度交付金事業実施組織と対象面積」は、活動組織が増加しました。
- ・「森林の間伐実施面積」は、市有林・市行造林整備及び森林経営管理制度による間伐整備が進み、増加傾向にあります。

項目	基準値 (平成27年度) 2015年度	目標値 (令和2年度) 2020年度	実績値 (令和2年度) 2020年度	実績値 (令和6年度) 2024年度
中山間地域等直接支払制度 急傾斜面積	1,960 ha	2,000 ha	1,743 ha	1,737ha
多面的機能支払制度交付金事業実施組織と対象面積	52 組織 2,348 ha	100 組織 4,000 ha	96 組織 3,775 ha	99 組織 3,917ha
森林の間伐実施面積	16 ha	60 ha	33 ha	51ha
エコファーマー認定者数	241 戸	250 戸	173 戸	19 戸
認定農業者数	463 人	600 人	490 人	466 人

○第二次環境基本計画の環境目標2

「安心して暮らせる生活環境づくり」に向けた取組

- ・「水洗化率」は、各種整備が順調に進められています。
- ・「公害苦情処理件数」は、チラシの配布や、市報並びに防災行政無線の活用など、各種媒体を通じて行った注意喚起の結果、減少傾向にあります。

項目	基準値 (平成27年度) 2015年度	目標値 (令和2年度) 2020年度	実績値 (令和2年度) 2020年度	実績値 (令和6年度) 2024年度
水洗化率	91.6 %	94.0 %	95.0 %	95.0%
公害苦情処理件数	50 件	50 件	89 件	45 件

○第二次環境基本計画の環境目標3

「心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり」に向けた取組

- ・「親水公園などの水辺整備箇所数」や「消雪パイプ整備延長」「流雪溝整備延長」及び「消雪パイプ用節水タイマーの設置」は、各種整備が順調に進んでいます。
- ・「利雪・親雪イベントの来場者数」は、コロナ禍をはさんで大きく変化しましたが、近年の来場者数は増加傾向にあります。

項目	基準値 (平成27年度) 2015年度	目標値 (令和2年度) 2020年度	実績値 (令和2年度) 2020年度	実績値 (令和6年度) 2024年度
親水公園などの水辺整備箇所数	8 箇所	8 箇所	9 箇所	8 箇所
消雪パイプ整備延長	78.1 km	81.7 km	85.0 km	85.1 km
流雪溝整備延長（十日町市街地・川治地区・川西地域）	79.1 km	87.7 km	89.5 km	92.6%
消雪パイプ用節水タイマーの設置	5 箇所	20 箇所	21 箇所	47 箇所
利雪・親雪イベントの来場者数	303,280 人	310,000 人	0 人	76,550 人

■課題

- ・雪や森、農の営みがもたらす豊かな自然や市民が大事に思う棚田等の景観を未来に引継ぐことが重要です。
- ・市民への正しい知識を広める環境教育によって、生物多様性の保全が必要です。
- ・災害級の高温となる気候状況が想定されることから、熱中症対策を継続的に進める必要があります。

2-2 2035年（令和17年）に目指す姿

自然環境・棚田・里山環境・水辺環境の各環境空間が有機的なネットワークでつながる、人と多様な生きものが暮らす豊かなまちの形成を目指します。

そのため、市民や事業者が地域環境に係る活動に積極的に参画し、多様な主体によって環境保全の取組みが行われている社会を実現します。

また、大気汚染や水質汚濁、土壤汚染といった生活や健康にかかるリスクが十分に低減され、人と生きものに優しく、健康で安全な暮らしを実現します。

2-3 施策の展開

⑥自然環境・里地里山の保全

自然環境・里地里山にやさしい地域づくりに向け、市民が大切にする自然景観および棚田等の保全や良好な自然環境の保全を推進します。

■施策9 里地里山の景観や棚田等の保全の推進

市では、多面的機能直接支払交付金事業や、県が募集・支援活動を行う棚田みらい応援団の取組により、農業・農村の農地保全や水源かん養、景観形成のため、環境整備などの活動を支援してきました。

今後は、引き続き、農業者や地域住民による共同活動を支援し、里地里山の景観や棚田等の保全を推進します。

[具体的な取組]

多面的機能直接支払交付金事業を活用した里山の景観保全の推進

中山間地域直接支払交付金を活用した棚田の保全

棚田みらい応援団の取組による地域団体等の支援

地域住民やボランティアによる整備・保全活動の推進

稻作体験や収穫祭などのイベントによる環境教育の推進

水源かん養の促進

など

挿絵（写真）スペース

■施策 10 良好な自然環境の保全の推進（廃棄物投棄の防止、保護地域の監視）

市では、私有地侵入対策として、啓発看板・監視カメラの設置や、美化活動ボランティア支援事業などにより環境保全意識の醸成を図ってきました。

引き続き、啓発看板や監視カメラの設置やボランティア団体等への支援により良好な自然環境の保全を推進します。

【具体的な取組】

- ・廃棄物投棄の防止の推進
- ・希少動植物の保全のための環境整備やモニタリング調査
- ・地域住民やボランティアによる整備・保全活動の推進
- ・自然観察会、環境学習イベントの開催
- など

数値目標	現状値 令和6年度 (2024年)	目標値 令和12年度 (2030年)
中山間直接支払交付金事業対象面積	2,339ha	2,340ha

⑦生物多様性保全の推進

美人林に代表されるブナの群生林をはじめ、雪や森、農の営みがもたらす豊かな自然を未来に引き継ぐため、生物多様性の大切さを学ぶ機会を促進します。

■施策 11 生物多様性の大切さを学ぶ機会の促進

市では、市民の環境意識を高めることを目的に、森の学校キヨロ口を拠点とした探鳥会や、植物・昆虫・水生生物などの観察会を開催しています。

引き続き、里山学会等のセミナーにより、生物多様性の大切さを学べる自然体験活動や各種環境イベントの機会を増やしながら、生物多様性の保全を促進します。

【具体的な取組】

- ・学校での自然体験活動、地域と連携した長期宿泊体験活動
- ・自然観察会や生き物調査
- ・環境学習イベントの開催
- ・探鳥会、自然観察会、里山学会等セミナーの開催
- など

⑧快適な生活環境の確保

誰もが暮らしやすい快適な生活環境を維持・創出するため、「環境公害の防止・監視」や「ペットマナー対策」などの取組を強化します。

■施策 12 環境公害の防止・監視

市では、環境騒音及び自動車騒音の測定、養豚場の臭気・排水など各種環境調査を毎年実施し、継続的な監視・指導などを行っています。

引き続き、騒音、悪臭、油漏れ事故等の環境公害を未然に防止するため、事業者等と協力し、環境保全協定の締結などを推進します。

[具体的な取組]

- ・環境公害の継続的な監視（騒音・悪臭公害防止・抑制など）
- ・公害の未然防止・啓発、注意喚起の推進
- ・環境保全協定の継続、推進
- など

■施策 13 ペットマナーの対策強化

市では、自治会等からの要請により、ペットの糞尿の放置が多い場所への注意喚起看板の給付や、ペットの適正な飼育について、町内回覧などでのペットマナーの徹底を呼びかけています。

今後は、引き続き、飼養犬・猫等のマナーや災害時のペット同行避難について、動物愛護協会等と連携した啓発活動を推進します。

[具体的な取組]

- ・動物愛護協会等と連携した啓発活動の推進
- ・ペットマナーの対策強化の推進
- など

数値目標	現状値 令和 6 年度 (2024 年)	目標値 令和 12 年度 (2030 年)
公害苦情処理件数	45 件	30 件

⑨水資源の確保と有効活用

長期的に安定した水資源の利活用を図るため、適正な地下水利用と水源かん養に取り組みます。

■施策 14 水辺空間の快適な利用

市では、市内の 24 河川 28 地点で水質汚濁状況を毎年継続して測定しています。以前は、水質汚濁の主な原因は工場排水でしたが、企業の公害防止設備の整備や充実により改善されてきています。

今後は、引き続き、継続的に地下水観測を実施し、渴水時における水源確保や地下水位低下による機能不全の防止、また、水源かん養を促進、河川水の再利用、老朽化した取水施設の改修などを推進します。

【具体的な取組】

- ・調整池、ダム、遊水池の適正な活用
- ・用水路の適正管理
- など

⑩河川環境の整備と利活用

河川環境の保全を進めるとともに、レジャーやイベントなどによる水辺の活用を推進し、快適で賑わいのある水辺空間の創出を目指します。

■施策 15 生物多様性に配慮した河川環境の整備

市内の河川環境は、生活用水や農業用水への利用に加え、冬期間の流雪溝や地下水を汲み上げる消雪パイプの利用もあり、近年の異常気象に影響を受けやすい状況です。今後は、長期的に安定した水源を確保するなどの課題があります。

また、市街地では、大雪時に地下水位が低下し消雪パイプが機能不全となることがあるため、地下水の適正利用や節水対策を継続する必要があります。また、山林や農地の保全による水源かん養を促進する必要があります。

【具体的な取組】

- ・生物多様性に配慮した各種団体と連携による河川環境の保全活動
- など

■施策 16 河川環境を活用したイベント支援

市では、水辺空間の環境維持により、信濃川ではバーベキュー・キャンプ、ラフティングなど楽しむ市民で賑わい、清津川では「さかなまつり」や「川っぺり音楽祭」などのイベントにより多くの交流が生まれています。今後も河川環境の維持や保全活動を継続し、水辺空間の利活用を推進する必要があります。

【具体的な取組】

- ・河川環境を活用したイベント支援
- ・サケ稚魚放流活動支援
- など

数値目標	現状値 令和 6 年度 (2024 年)	目標値 令和 12 年度 (2030 年)
水辺空間の利用者数	14,141 人	16,000 人

⑪気候変動への対応

近年の気温上昇により熱中症搬送者数が増加していることから、熱中症予防についての啓発を推進します。

■施策 17 热中症予防啓発の推進

市では、熱中症搬送者が増加していることから、公共施設を「クーリングシェルター」として指定し、市民が暑さを避けられる環境を整備しています。また、市内事業者の協力を得ながら、気軽に涼める場所を提供できる「とおかまち涼み処」を指定し、熱中症対策を行っています。

今後は、引き続き、市報等による熱中症予防啓発の推進とともに、猛暑時を想定したクーリングシェルターや事業者、関係機関との協力による暑熱対策を推進します。

【具体的な取組】

- ・防災行政無線や広報紙、ホームページでの注意喚起
- ・チラシやポスターの配布、学校や高齢者施設での熱中症予防セミナーの開催など
- ・「クーリングシェルター」や「とおかまち涼み処」の設置
- など

数値目標	現状値 令和 6 年度 (2024 年)	目標値 令和 12 年度 (2030 年)
とおかまち涼み処の指定事業所数	28 事業所	40 事業所

3 基本方針Ⅲ 一人ひとりが環境保全に取り組む社会づくり

3-1 これまでの取組と課題

■これまでの取組

(1) 環境保全に対する意識啓発

- ・市報やホームページを活用して、環境関連情報を定期的に発信しています。
- ・十日町市民環境会議と協働し、住民・事業者の参加型で環境保全に取り組む社会づくりを目指して、環境フェアや環境講演会・セミナー、視察等を実施しています。
- ・十日町市民環境会議は、子ども世代への環境教育・学習の支援を通じた地域づくりの活動が評価され、令和5年度に新潟県環境賞【環境教育・学習部門】を受賞しました。

(2) 環境保全に対する市民・事業者・行政の協働

- ・市民協働の事業として、市は、自主的に環境美化に取り組む市民団体の活動支援のほか、不法投棄禁止看板の給付、ごみ集積庫設置補助などを行っています。
- ・事業者との協働では、事業活動に伴う公害を防止し、市民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として、「環境保全協定」を締結しています。

(3) 「森の学校」キヨロロとの連携

- ・「森の学校」キヨロロでは、雪に育まれた十日町市の里山（雪里）の生物多様性やその恵みを活かした伝統文化などを展示するとともに、自然体験プログラムを実施しています。
- ・隣接する約80haの「キヨロロの森」には、ブナ林、スギ林、草地や水辺など里山の自然が広がり、調査研究の観察フィールドや様々な自然体験活動の会場として活用されています。
- ・学芸員や研究員が、市民や研究機関等と協働で調査研究を実施し、その成果を企画展や各種講演会等で発表しているほか、集落が行う棚田保全活動での生物調査など、環境保全活動や地域振興の取り組みにも協力し、地域の自然環境を活かした中山間地の地域づくりのモデルとしても注目されています。
- ・SDGsなどの社会的課題へのアプローチとして、生物多様性など里山の自然環境の特徴を活用した教育的体験プログラムの提供を進めています。

■第二次環境基本計画の数値目標の達成状況

○「一人ひとりが環境保全に取り組む社会づくり」に向けた取組

- ・「環境フェア・環境講演会等参加者数」や「環境美化運動参加者数」は、コロナ禍による影響により基準値より減少しましたが、令和6（2024）年度には5年ぶりに環境フェアを開催するなど、近年の参加者数は、増加傾向にあります。
- ・「緑の少年団組織数」は、近年、継続した取り組みが実施されています。

項目	基準値 (平成27年度) 2015年度	目標値 (令和2年度) 2020年度	実績値 (令和2年度) 2020年度	実績値 (令和6年度) 2024年度
環境フェア・環境講演会等参加者数	2,516人	3,000人	44人	300人
環境美化運動参加者数	4,482人／年	7,000人／年	306人／年	639人／年
緑の少年団組織数	5校	5校	5校	5校

■課題

- ・「環境フェア」や「環境講演会等」などの環境保全に関する啓発イベントは、コロナ禍による影響が終息し、今後は、積極的な開催が望まれます。
- ・市民アンケートでは、重点的に取り組むべき施策について、「環境教育の推進と支援」が46%と最も高い結果でした。
- ・更なる環境教育・学習の充実とともに、各種イベントの開催に当たっては、多様な手法を取り入れ、SNS等を駆使した情報発信によって、市民・事業者等が環境課題を自分事と捉えて行動するよう促すことが重要です。
- ・環境問題の解決に向けて、各種市民団体や事業者、大学などの研究機関との連携を積極的に行っていく必要があります。

3-2 2035年（令和17年）に目指す姿

市民一人ひとりが、様々な主体が発信する環境に関する情報に触れる中、自然や生きものを慈しむ豊かな心を育て、これらの学びを通じて環境を守り・育むための行動へと繋がる社会を実現します。

また、市民・事業者・行政それが、環境保全の必要性と自らの役割を自覚し、自主的・積極的に行動する社会を目指します。

3-3 施策の展開

⑫環境教育の推進

環境にやさしい資源循環型社会の構築を目指し、「3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進」や「デコ活（脱炭素+環境に良いエコ）の推進」「エコモビリティの推進」などの取組を拡大します。

■施策 18 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

市では、「収集プラスチック類の拡充」や「使用済み紙おむつのペレット燃料化」「不用食器等の無料回収品目を増やす」など、資源の再利用促進と分別意識の向上に取り組んできました。

今後は、引き続き、継続的なごみ減量と資源の有効活用に取組むとともに、自然や資源、モノそのものへの感謝や敬意を表す1R（リスペクト）を推進します。

【具体的な取組】

- ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- ・継続的なごみ減量と資源の有効活用に向けた情報発信・啓発活動
- ・シェアリングの利用促進(家具、子育て用品、陶磁器食器等)
- など

■施策 19 デコ活（脱炭素+環境に良いエコ）の推進

市では、脱炭素につながる豊かで新しい暮らしを創る環境省主導の国民運動「デコ活宣言」に賛同し、市民の豊かな暮らしの後押しを推進しています。

今後は、引き続き、脱炭素につながる製品やサービス、取組みの展開を通じて推進していきます。

【具体的な取組】

- ・デコ活の推進（「デコ活宣言」の周知や、脱炭素型ライフスタイルの普及）
- ・チラシやポスターの配布
- ・環境フェア、環境講演会、セミナーの開催
- など

■施策 20 エコモビリティの推進

市では、脱炭素社会の構築に向けた取組として、次世代自動車（EV・FCV等）への段階的な移行のほか、近距離移動は、自転車や徒歩、公共交通機関の利用などを促進しています。

今後は、引き続き、歩行者や自転車利用者、公共交通利用者など、それぞれの立場からの意見を吸い上げて交通環境の整備を進めるとともに、ワークスタイルやライフスタイルの意識改革を通じて、CO₂排出や大気汚染などの環境負荷が少ない次世代自動車や移動手段を推進します。

【具体的な取組】

- ・公共交通・自転車、徒歩など、環境負荷が少ない移動方法の推進
- ・次世代自動車やカーシェアリングなど、環境負荷が少ない移動方法の推進
- ・快適歩道の整備
- ・自転車通行空間、駐輪場の整備
- など

数値目標	現状値 令和6年度 (2024年)	目標値 令和12年度 (2030年)
環境フェア・環境講演会・セミナー・市民協働調査等への参加者数	1,021人	1,500人

⑬環境美化・保全活動の推進

本基本方針の展開として、豊かな自然環境の保全や自然生態系を維持していくため、「環境美化・保全活動の支援」や「ごみ減量に向けた啓発活動（市報、エコラビ、ごみ便利帳等）」などの取組を拡大します。

■施策 21 環境美化・保全活動の支援

市では、信濃川河川事務所と連携をした「信濃川クリーン作戦」への参加や、道路沿いのごみ拾いを行う市民団体等にごみ袋を給付する「美化活動ボランティア支援事業」の実施するなど、市民と一体となった環境保全及び地域美化の取組みを進めてきました。

今後は、自然環境の維持・保全に取り組む活動を継続して支援するとともに、環境問題に関する市民の意識啓発を推進します。

【具体的な取組】

- ・市民団体・ボランティアによる環境美化活動の支援
- ・環境保全活動（市民参加型）の支援
- ・事業者や団体等による環境教育や環境保全活動の推進
- ・市民・事業者との協働による地域づくり、環境啓発の推進
- など

数値目標	現状値 令和6年度 (2024年)	目標値 令和12年度 (2030年)
環境美化運動参加者数 (環境美化ボランティア支援事業)	385人	1,000人

■施策22 ごみ減量に向けた啓発活動（市報、エコラビ、ごみ便利帳等）

市では、「市報とおかまち」や、ごみの分別方法・出し方などをまとめた冊子「ごみ便利帳」、スマホアプリ「エコラビ」等を組み合わせて、ごみ減量と分別徹底の啓発を継続的に行ってています。

今後は、引き続き、広報誌やホームページ、アプリなどを使って、ごみの減量活動を推進します。

【具体的な取組】

- ・スマートフォン用アプリ「エコラビ」の推進
- ・市報等によるごみ減量に向けた啓発活動の推進
- ・ごみ便利帳、ホームページ、アプリ等の活用によるごみ減量活動の推進
- など

⑯青少年・家庭教育・個人学習への支援

本基本方針の展開として、様々な環境面における教育・学習を支援するため、「森の学校キヨロロと連携した自然体験や探究活動の機会提供」や「木育の推進と林業の普及啓発」などの取組を拡大します。

■施策23 森の学校キヨロロと連携した自然体験や探究活動の機会提供

市では、雪国の里山の生物多様性をテーマにした科学館である森の学校キヨロロにおいて、昆虫の展示や自然体験プログラムが提供されています。

今後は、引き続き、森の学校キヨロロを活用した環境教育や、ブナ林の森林浴・森林散策など、自然体験の機会の提供を一層推進します。

【具体的な取組】

- ・森の学校キヨロロと連携した自然体験や探究活動の機会提供
- など

■施策 24 木育の推進と林業の普及啓発

市では、幼少期から木に親しむ心を育むための「木育」に取り組んできました。また、森林整備の新たな財源となる「森林環境譲与税」を活用し、私有林の整備を始め、市産材を使った木育製品の乳幼児配布、市産材製品の開発・PRなどを行ってきました。

今後は、引き続き、木育の推進と林業の普及啓発を一層強化し、森林環境譲与税の効果的な活用を通じて、市民の参加を促進しながら持続可能な林業発展を推進します。

【具体的な取組】

- ・木育の推進と林業の普及啓発
- など

数値目標	現状値 令和6年度 (2024年)	目標値 令和12年度 (2030年)
体験プログラムの参加者数 (森の学校キヨロロ)	2,333人	2,800人

挿絵（写真）スペース

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市民、事業者、市が、それぞれ創意工夫して、お互いに連携しながら効率的かつ確実に推進していくことが必要です。このため、以下のような推進体制をとり、計画の効果的な推進を図ります。

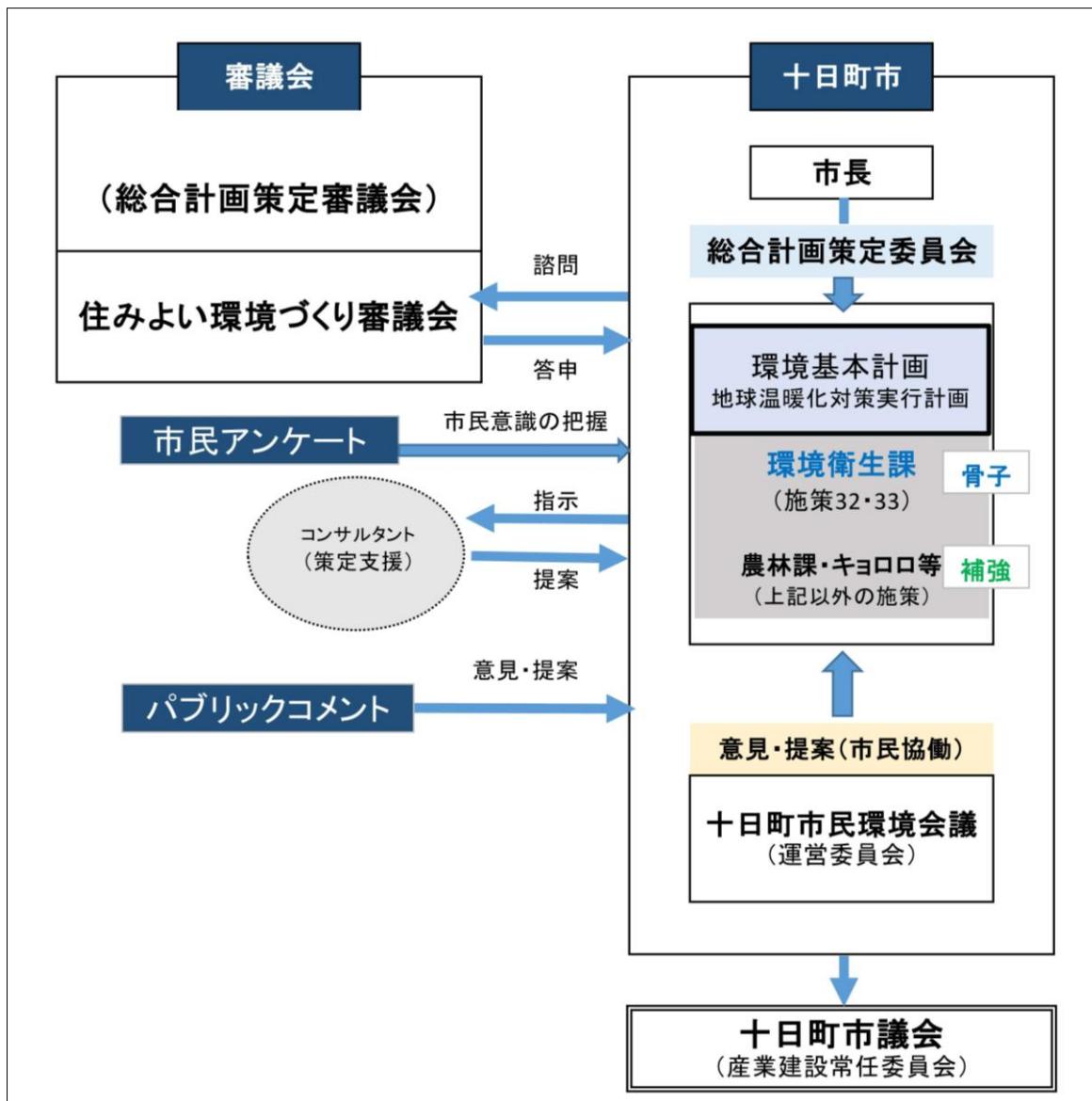


図 5-1 第三次十日町市環境基本計画策定体制図

■十日町市民環境会議

本計画推進のため、市民、事業者の参加・協働により、具体的な取組の推進や進捗状況の点検・評価を行います。市と連携し、協議が必要な事項などについて市に意見します。

■住みよい環境づくり審議会

本計画に基づく各種環境施策について、市長の諮問に応じて、専門的な立場から調査審議を行います。

2 計画の進行管理

2-1 進行管理の方法

本計画を実行性のあるものとするためには、各部局における各種環境施策の実施状況について定期的な把握と点検を行う必要があります。環境マネジメントシステムの考え方に基づき、PDCA「計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、見直し(Action)」を繰り返すことによって進行管理を行います。

特に、環境施策の実効性を高めるためには、施策を計画的に推進していくことが重要であり、社会情勢の変化や新たな環境問題に対応できるように、その動向により計画などの見直しを必要に応じて行います。

このため、具体的な数値目標などは毎年度点検評価し、翌年度の事業実施に反映していくとともに、概ね5年毎に検証します。

なお、常に事業の進捗状況や計画の検証は、市民に公開するとともに、市民環境会議の場を通じて意見聴取を行います。



2-2 年次報告書の作成・公表

本計画の進行管理に当たっては、住みよい環境づくり審議会、十日町市民環境会議において、計画の推進に関する意見を求めるとともに、数値目標及び指針の達成状況や施策の実施状況等についてとりまとめ、年次報告書として整理・報告します。

また、本計画の施策の進捗状況を広く市民が知ることができるよう、広報紙や「十日町市の環境」などを通じて公表します。



3 目標(指標)の整理

前述した各基本方針の目標(指標)について、一覧にて示します。

表 5-1 目標(指標)一覧 その1

基本方針	数値目標	現状値 令和4年度 (2022年)	中間目標値 令和12年度 (2030年)	最終目標値 令和17年度 (2035年)
I ゼロカーボンシティ・資源循環型社会の推進				
施策1	温室効果ガスの排出量削減	190.2 (△43.0%)	180.2 (△46.0%)	133.5 (△60.0%)

表 5-2 目標(指標)一覧 その2

基本方針	数値目標	現状値 令和6年度 (2024年)	中間目標値 令和12年度 (2030年)
I ゼロカーボンシティ・資源循環型社会の推進			
施策2	市有林・市行造林及び森林経営管理制度による私有林の整備面積	58.6ha/年	70.0ha/年
施策3、4、5	再生可能エネルギー活用促進補助件数	490件	670件
施策6、7	一般廃棄物の再資源化率	19.7%	22.0%
施策8	一般廃棄物(ごみ)の排出量	15,258t	11,618t
II 自然環境の保全と気候変動への対応			
施策9、10、11	中山間直接支払交付金事業対象面積	2,339ha	2,340ha
施策12、13	公害苦情処理件数	45件	30件
施策14	水辺空間の利用者数	14,141人	16,000人
施策15、16、17	とおかまち涼み処の指定事業所数	28事業所	40事業所
III 一人ひとりが環境保全に取り組む社会づくり			
施策18、19、20	環境フェア・環境講演会・セミナー・市民協働調査等への参加者数	1,021人	1,500人
施策21、22	環境美化運動参加者数 (環境美化ボランティア支援事業)	385人	1,000人
施策23、24	体験プログラムの参加者数 (森の学校キヨロ口)	2,333人	2,800人

第三次十日町市環境基本計画

十日町市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

令和 8 年（2026 年）3 月発行